

令和 7 年 3 月尾三消防組合議会定例会提出議案一覧

議案番号	議 案 名
議案第 1 号	尾三消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
議案第 2 号	尾三消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
議案第 3 号	尾三消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第 4 号	尾三消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
議案第 5 号	尾三消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
議案第 6 号	令和 6 年度尾三消防組合一般会計補正予算（第 3 号）
議案第 7 号	令和 7 年度尾三消防組合一般会計予算

議案第 1 号

尾三消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 2 6 日提出

尾三消防組合管理者 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部を改正する法律の施行に準じて、改正する必要があるからである。

尾三消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

尾三消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条の4第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」の次に「並びに」を加え、「中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を削り、「午後5時」を「午前5時」に改める。

第15条第1項中「規則で定める者」の次に「（第15条の3第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第15条の2の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第15条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

3 任命権者は、職員が第1項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第15条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1） 職員に対する介護両立支援制度等の周知

（2） 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置
附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

新 旧 対 照 表

尾三消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年条例第 1 号）の一部を改正する条例

新	旧
尾三消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例 平成 7 年 3 月 2 9 日 条例第 1 号 （育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第 8 条の 4 （略） 2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第 8 条第 2 項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項について同じ。）をさせてはならない。 3 （略） 4 前 3 項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第 1 項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後 1 0 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、<u>並びに第 2 項</u> <u>及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第 1 項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後 1 0 時から翌日の<u>午前</u> 5 時までの間をいう。）における」と、第 2 項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。 5 （略） （介護休暇）	尾三消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例 平成 7 年 3 月 2 9 日 条例第 1 号 （育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第 8 条の 4 （略） 2 任命権者は、<u>3 歳に満たない子</u>のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第 8 条第 2 項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項について同じ。）をさせてはならない。 3 （略） 4 前 3 項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第 1 項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後 1 0 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、<u>第 2 項中「3 歳に満たない子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、<u>及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第 1 項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後 1 0 時から翌日の<u>午後</u> 5 時までの間をいう。）における」と、第 2 項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。 5 （略） （介護休暇）

新 旧 対 照 表

第 1 5 条 介護休暇は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第 1 5 条の 3 第 1 項において「配偶者等」という。</u>）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 （略） 第 1 5 条の 2 （略） <u>（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）</u> <u>第 1 5 条の 3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u> <u>2 任命権者は、職員に対して、当該職員が 4 0 歳に達した日の属する年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 3 1 日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</u> <u>3 任命権者は、職員が第 1 項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。</u> <u>（勤務環境の整備に関する措置）</u> <u>第 1 5 条の 4 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>（1） 職員に対する介護両立支援制度等の周知</u> <u>（2） 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u> <u>（3） その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u>	第 1 5 条 介護休暇は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者_____ で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 （略） 第 1 5 条の 2 （略）
--	--

議案第 2 号

尾三消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 2 6 日提出

尾三消防組合管理者 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、引用している条項に変更が生じるため改正する必要があるからである。

尾三消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

尾三消防組合職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第１号）の一部を次のように改正する。

第２０条第３項中「第６１条第３２項において読み替えて準用する同条第２９項」を「第６１条の２第２０項」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

新 旧 対 照 表

尾三消防組合職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第１号）の一部を改正する条例

新	旧
尾三消防組合職員の育児休業等に関する条例 平成４年３月２６日 条例第１号 （部分休業の承認） 第２０条 （略） ２ （略） ３ 非常勤職員に対する部分休業の承認については、１日につき、当該非常勤職員について１日につき定められた勤務時間から５時間４５分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が前項に規定する特別休暇に相当する休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第７６号）<u>第６１条の２第２０項</u> <u> </u>の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、２時間から当該休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。	尾三消防組合職員の育児休業等に関する条例 平成４年３月２６日 条例第１号 （部分休業の承認） 第２０条 （略） ２ （略） ３ 非常勤職員に対する部分休業の承認については、１日につき、当該非常勤職員について１日につき定められた勤務時間から５時間４５分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が前項に規定する特別休暇に相当する休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第７６号）<u>第６１条第３２項において読み替えて準用する同条第２９項</u>の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、２時間から当該休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

議案第 3 号

尾三消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 2 6 日提出

尾三消防組合管理者 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の施行に準じて、改正する必要があるからである。

尾三消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 尾三消防組合職員の給与に関する条例（昭和47年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第13条の2に次の1項を加える。

3 異動等により、県外に所在する公署等を勤務地とすることとなった職員の地域手当の支給割合は、当該公署等に勤務する間は、前項の規定にかかわらず、当該勤務地若しくは公署等に係る支給割合とする。

第20条第2項中「100分の122.5」を「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.

5」に改め、「別表に定める」を削り、「100分の102.5」を「6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の68.75」との次に「、100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」とを加え、同条第5項中「行政職」を削る。

第21条第2項第1号中「加算した額に、」の次に「6月に支給する場合には」を、「100分の122.5）」の次に「、12月に支給する場合には100分の107.5（特定管理職員にあっては、100分の127.

5）」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の48.75」の次に「、12月に支給する場合には100分の51.25」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表（一）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400

32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000	
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400	
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100	
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600	
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000	
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400	
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800	
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200	
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600	
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000	
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300	
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600	
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000	
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300	
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600	
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900	

62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500	
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800	
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000	
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200	
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500	
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800	

92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000			
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200			
94		299,400	347,400					
95		299,700	347,800					
96		300,100	348,200					
97		300,300	348,400					
98		300,600	348,800					
99		301,000	349,200					
100		301,400	349,500					
101		301,600	349,800					
102		301,900	350,200					
103		302,200	350,600					
104		302,500	351,000					
105		302,700	351,500					
106		303,000	351,900					
107		303,300	352,300					
108		303,600	352,700					
109		303,800	353,200					
110		304,200	353,600					
111		304,600	353,900					
112		304,900	354,200					
113		305,100	354,700					
114		305,300						
115		305,600						
116		306,000						
117		306,200						
118		306,400						
119		306,700						
120		307,000						
121		307,400						

	122		307,600						
	123		307,900						
	124		308,200						
	125		308,500						
定年前再任用短時間勤務職員		基本給料月額	基本給料月額	基本給料月額	基本給料月額	基本給料月額	基本給料月額	基本給料月額	基本給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200
備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第25条に規定する職員を除く。									

第2条 尾三消防組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「（給料表でその職務の級が6級以上であるものにあつては、3号給）」を削り、同条第5項中「55歳（管理者が規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で管理者が規則で定めるもの）に達した日の属する年度の末日を超えて在職する」を「次に掲げる」に改め、同項に次の2号を加える。

（1） 55歳（管理者が規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で管理者が規則で定めるもの）を超える職員

（2） 給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの

第12条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」を「に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については、1人につき13,000円、扶養親族たる父母等」に改め、「（以下「8級職員」という。）」及び「、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」を削り、同条第4項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

第 13 条を次のように改める。

第 13 条 削除

第 14 条第 1 項第 2 号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）」を加える。

第 15 条第 2 項第 1 号中「以下この号において」を「次項において」、「いう。）。」を「いう。）」改め、同号ただし書を削り、同項第 3 号中「（1 月当たりの運賃相当額及び前号に定める額の合計額が 55,000 円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条中第 6 項を第 7 項とし、第 3 項から第 5 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が 2 以上ある場合においては、その合計額）、第 2 項第 2 号に定める額の合計額が 15 万円を超える職員の通勤手当の額は、前 2 項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15 万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第 15 条の 2 第 3 項中「職員以外の地方公務員、国家公務員その他管理者が規則で定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員になったこと」に改め、「（任用の事情等を考慮して管理者が規則で定める職員に限る。）」を削る。

第 19 条の 2 第 1 項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第 2 項中「週休日等以外の日の午前 0 時から」を「午後 10 時から翌日の」に改め、「の間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第 3 項中「各号に定める額」の次に「（前 2 項に規定する勤務に従事する時間を考慮して管理者が規則で定める勤務をした職員にあっては、それぞれその額に 100 分の 150 を乗じて得た額）」を加え、同項第 1 号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して管理者が規則で定める勤務をした職員にあっては、それぞれその額に 100 分の 150 を乗じて得た額）」を削る。

第20条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の125」に、「6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の105」に改め、同条第3項を次のように改める。

- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

第21条第2項第1号中「6月に支給する場合には100分の102.5」を「100分の105」に、「100分の122.5」を「100分の127.5」を「100分の125」に改め、同項第2号中「6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25」を「100分の50」に改める。

第24条の2中「第11条から第13条まで及び第14条」を「第11条及び第12条」に改める。

第28条中「、扶養手当」を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表（一）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500

用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
	24	218,400	259,400	291,100	330,000	358,200	392,700	441,100	
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000	
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400	

36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300	
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500	
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700	

66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	
86	256,000	297,100	346,000			
87	256,300	297,400	346,400			
88	256,600	297,700	346,800			
89	256,900	298,000	347,000			
90	257,200	298,300	347,400			
91	257,500	298,600	347,800			
92	257,800	299,000	348,200			
93	258,100	299,200	348,400			
94		299,400	348,800			
95		299,700	349,200			

96	300, 100	349, 500					
97	300, 300	349, 800					
98	300, 600	350, 200					
99	301, 000	350, 600					
100	301, 400	351, 000					
101	301, 600	351, 500					
102	301, 900	351, 900					
103	302, 200	352, 300					
104	302, 500	352, 700					
105	302, 700	353, 200					
106	303, 000	353, 600					
107	303, 300	353, 900					
108	303, 600	354, 200					
109	303, 800	354, 700					
110	304, 200						
111	304, 600						
112	304, 900						
113	305, 100						
114	305, 300						
115	305, 600						
116	306, 000						
117	306, 200						
118	306, 400						
119	306, 700						
120	307, 000						
121	307, 400						
122	307, 600						
123	307, 900						
124	308, 200						

	125		308,500						
定年前再任用短時間勤務職員		基本給料月額	基本給料月額	基本給料月額	基本給料月額	基本給料月額	基本給料月額	基本給料月額	基本給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200
備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第25条に規定する職員を除く。									

別表第2中「課長補佐」の次に「及び専門員」を加える。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の尾三消防組合職員の給与に関する条例（次条において「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の尾三消防組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(号級の切替え)

第3条 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において尾三消防組合職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次条及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第4条 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び管理者の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当

該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における扶養手当に関する経過措置）

第 5 条 切替日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における第 2 条の規定による改正後の給与条例（以下「第 2 条関係改正後の給与条例」という。）第 1 2 条の規定の適用については、同条第 2 項中

「（５） 重度心身障害者」

とあるのは

「（５） 重度心身障害者

（６） 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

と、同条第 3 項中「1 3, 0 0 0 円」とあるのは「1 1, 5 0 0 円」と、

「とする」とあるのは「、前項第 6 号に該当する扶養親族については 3, 0 0 0 円（職務の級が 8 級である職員に対しては、支給しない。）とする」とする。

（単身赴任手当に関する経過措置）

第 6 条 第 2 条改正後の給与条例第 1 5 条の 2 第 3 項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（規則への委任）

第 7 条 附則第 2 条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

附則別表

旧号給	新号給					
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1

5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3

34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		

63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			

92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

新 旧 对 照 表 (第1条関係)

尾三消防組合職員の給与に関する条例（昭和４７年条例第７号）の一部を改正する条例

新	旧
尾三消防組合職員の給与に関する条例 昭和 4 7 年 1 月 7 日 条例第 7 号 (地域手当) 第 1 3 条の 2 (略) 2 (略) <u>3 異動等により、県外に所在する公署等を勤務地とすることとなった職員の地域手当の支給割合は、当該公署等に勤務する間は、前項の規定にかかわらず、当該勤務地若しくは公署等に係る支給割合とする。</u> (期末手当) 第 2 0 条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 2 2 . 5、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 2 7 . 5</u>(<u>給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの(この職員のうち、管理者が規則で定める職員を除く。第 2 1 条第 2 項において「特定管理職員」という。)にあっては 6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 0 2 . 5、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 0 7 . 5</u>)を乗じて得た額に、基準日前 6 か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) ~ (4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>1 0 0 分の 1 2 2 . 5</u>」とあるのは「<u>1 0 0 分の 6 8 . 7 5</u>」と、「<u>1 0 0 分の 1 2 7 . 5</u>」とあるのは「<u>1 0 0 分の 7 1 . 2 5</u>」とする。 4 (略) 5 <u>給料表の適用を受ける職員のうちその職務の級が 3 級以上の職員で管理者が規則で定めるものは、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に役職段階、</u>	尾三消防組合職員の給与に関する条例 昭和 4 7 年 1 月 7 日 条例第 7 号 (地域手当) 第 1 3 条の 2 (略) 2 (略) (期末手当) 第 2 0 条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>1 0 0 分の 1 2 2 . 5</u>(<u>別表に定める給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの(この職員のうち、管理者が規則で定める職員を除く。第 2 1 条第 2 項において「特定管理職員」という。)にあっては 1 0 0 分の 1 0 2 . 5</u>)を乗じて得た額に、基準日前 6 か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) ~ (4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>1 0 0 分の 1 2 2 . 5</u>」とあるのは「<u>1 0 0 分の 6 8 . 7 5</u>」と<u>する。</u> 4 (略) 5 <u>行政職給料表の適用を受ける職員のうちその職務の級が 3 級以上の職員で管理者が規則で定めるものは、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に役職段階、</u>

新 旧 対 照 表（第1条関係）

職務の等級を考慮して、管理者が規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲で管理者が規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 （略）

（勤勉手当）

第21条 （略）

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

（1） 前項の職員のうち定年前三任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の102.5（特定管理職員にあっては、100分の122.5）、12月に支給する場合には100分の107.5（特定管理職員にあっては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額

（2） 前項の職員のうち定年前三任用短時間勤務職員 当該定年前三任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25を乗じて得た総額

3～5 （略）

別表第1（第4条関係）

行政職給料表（一）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600

職務の等級を考慮して、管理者が規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲で管理者が規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 （略）

（勤勉手当）

第21条 （略）

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

（1） 前項の職員のうち定年前三任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の102.5（特定管理職員にあっては、100分の122.5）を乗じて得た額の総額

（2） 前項の職員のうち定年前三任用短時間勤務職員 当該定年前三任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、100分の48.75を乗じて得た総額

3～5 （略）

別表第1（第4条関係）

行政職給料表（一）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300

新 旧 対 照 表 (第1条関係)

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	<u>2</u>	<u>184,600</u>	<u>231,500</u>	<u>262,300</u>	<u>288,900</u>	<u>311,500</u>	<u>336,900</u>	<u>376,000</u>	<u>418,000</u>	定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	<u>2</u>	<u>163,200</u>	<u>209,700</u>	<u>242,400</u>	<u>273,200</u>	<u>297,500</u>	<u>325,300</u>	<u>368,100</u>	<u>412,700</u>	
	<u>3</u>	<u>185,800</u>	<u>233,000</u>	<u>263,300</u>	<u>290,400</u>	<u>313,200</u>	<u>338,700</u>	<u>378,300</u>	<u>420,500</u>		<u>3</u>	<u>164,400</u>	<u>211,400</u>	<u>243,800</u>	<u>274,700</u>	<u>299,500</u>	<u>327,500</u>	<u>370,500</u>	<u>415,200</u>	
	<u>4</u>	<u>186,900</u>	<u>234,500</u>	<u>264,300</u>	<u>291,900</u>	<u>314,700</u>	<u>340,500</u>	<u>380,500</u>	<u>422,900</u>		<u>4</u>	<u>165,500</u>	<u>212,900</u>	<u>245,200</u>	<u>276,300</u>	<u>301,400</u>	<u>329,500</u>	<u>372,900</u>	<u>417,600</u>	
	<u>5</u>	<u>188,000</u>	<u>236,000</u>	<u>265,300</u>	<u>293,400</u>	<u>316,100</u>	<u>342,200</u>	<u>382,400</u>	<u>424,800</u>		<u>5</u>	<u>166,600</u>	<u>214,400</u>	<u>246,400</u>	<u>277,800</u>	<u>303,200</u>	<u>331,500</u>	<u>374,800</u>	<u>419,500</u>	
	<u>6</u>	<u>189,700</u>	<u>237,500</u>	<u>266,300</u>	<u>294,900</u>	<u>317,400</u>	<u>343,900</u>	<u>384,700</u>	<u>426,900</u>		<u>6</u>	<u>167,700</u>	<u>216,200</u>	<u>248,000</u>	<u>279,500</u>	<u>305,000</u>	<u>333,500</u>	<u>377,300</u>	<u>421,600</u>	
	<u>7</u>	<u>191,300</u>	<u>239,000</u>	<u>267,300</u>	<u>296,300</u>	<u>318,700</u>	<u>345,500</u>	<u>386,800</u>	<u>429,000</u>		<u>7</u>	<u>168,800</u>	<u>217,900</u>	<u>249,500</u>	<u>281,300</u>	<u>306,600</u>	<u>335,400</u>	<u>379,600</u>	<u>423,700</u>	
	<u>8</u>	<u>192,900</u>	<u>240,500</u>	<u>268,300</u>	<u>297,600</u>	<u>320,000</u>	<u>347,200</u>	<u>388,800</u>	<u>431,200</u>		<u>8</u>	<u>169,900</u>	<u>219,600</u>	<u>250,900</u>	<u>283,100</u>	<u>308,200</u>	<u>337,300</u>	<u>382,100</u>	<u>425,900</u>	
	<u>9</u>	<u>194,500</u>	<u>242,000</u>	<u>269,300</u>	<u>298,800</u>	<u>321,300</u>	<u>348,800</u>	<u>390,800</u>	<u>433,100</u>		<u>9</u>	<u>170,900</u>	<u>221,100</u>	<u>252,000</u>	<u>284,800</u>	<u>309,800</u>	<u>339,200</u>	<u>384,500</u>	<u>427,800</u>	
	<u>10</u>	<u>196,200</u>	<u>243,400</u>	<u>270,300</u>	<u>300,300</u>	<u>323,100</u>	<u>350,500</u>	<u>393,100</u>	<u>435,200</u>		<u>10</u>	<u>172,300</u>	<u>222,600</u>	<u>253,400</u>	<u>286,700</u>	<u>312,000</u>	<u>341,200</u>	<u>387,100</u>	<u>429,900</u>	
	<u>11</u>	<u>197,800</u>	<u>244,800</u>	<u>271,300</u>	<u>301,800</u>	<u>324,900</u>	<u>352,100</u>	<u>395,300</u>	<u>437,300</u>		<u>11</u>	<u>173,600</u>	<u>224,100</u>	<u>254,900</u>	<u>288,500</u>	<u>314,200</u>	<u>343,200</u>	<u>389,700</u>	<u>432,000</u>	
	<u>12</u>	<u>199,400</u>	<u>246,200</u>	<u>272,300</u>	<u>303,200</u>	<u>326,600</u>	<u>353,700</u>	<u>397,500</u>	<u>439,200</u>		<u>12</u>	<u>174,900</u>	<u>225,600</u>	<u>256,200</u>	<u>290,300</u>	<u>316,200</u>	<u>345,200</u>	<u>392,300</u>	<u>433,900</u>	
	<u>13</u>	<u>201,000</u>	<u>247,400</u>	<u>273,300</u>	<u>304,600</u>	<u>328,300</u>	<u>355,200</u>	<u>399,700</u>	<u>440,900</u>		<u>13</u>	<u>176,100</u>	<u>226,800</u>	<u>257,500</u>	<u>292,100</u>	<u>318,200</u>	<u>347,000</u>	<u>394,600</u>	<u>435,600</u>	
	<u>14</u>	<u>202,700</u>	<u>248,600</u>	<u>274,300</u>	<u>305,700</u>	<u>330,000</u>	<u>356,900</u>	<u>402,000</u>	<u>442,700</u>		<u>14</u>	<u>177,600</u>	<u>228,200</u>	<u>258,700</u>	<u>293,700</u>	<u>320,200</u>	<u>349,000</u>	<u>396,900</u>	<u>437,400</u>	
	<u>15</u>	<u>204,400</u>	<u>249,800</u>	<u>275,300</u>	<u>306,700</u>	<u>331,700</u>	<u>358,500</u>	<u>404,200</u>	<u>444,600</u>		<u>15</u>	<u>179,100</u>	<u>229,600</u>	<u>259,900</u>	<u>295,100</u>	<u>322,100</u>	<u>350,900</u>	<u>399,100</u>	<u>439,300</u>	
	<u>16</u>	<u>206,100</u>	<u>251,000</u>	<u>276,400</u>	<u>307,900</u>	<u>333,400</u>	<u>360,100</u>	<u>406,500</u>	<u>446,500</u>		<u>16</u>	<u>180,700</u>	<u>231,000</u>	<u>261,100</u>	<u>296,500</u>	<u>324,000</u>	<u>352,800</u>	<u>401,400</u>	<u>441,200</u>	
	<u>17</u>	<u>207,400</u>	<u>252,100</u>	<u>277,400</u>	<u>309,100</u>	<u>335,000</u>	<u>361,700</u>	<u>408,300</u>	<u>448,300</u>		<u>17</u>	<u>181,800</u>	<u>232,400</u>	<u>262,300</u>	<u>298,000</u>	<u>325,900</u>	<u>354,500</u>	<u>403,200</u>	<u>443,000</u>	
	<u>18</u>	<u>209,000</u>	<u>253,200</u>	<u>278,700</u>	<u>310,700</u>	<u>336,700</u>	<u>363,500</u>	<u>410,200</u>	<u>450,100</u>		<u>18</u>	<u>183,200</u>	<u>234,000</u>	<u>263,600</u>	<u>300,000</u>	<u>327,900</u>	<u>356,500</u>	<u>405,100</u>	<u>444,800</u>	
	<u>19</u>	<u>210,600</u>	<u>254,300</u>	<u>280,000</u>	<u>312,300</u>	<u>338,400</u>	<u>365,000</u>	<u>412,100</u>	<u>451,900</u>		<u>19</u>	<u>184,600</u>	<u>235,500</u>	<u>264,900</u>	<u>302,000</u>	<u>329,800</u>	<u>358,300</u>	<u>407,000</u>	<u>446,600</u>	
	<u>20</u>	<u>212,100</u>	<u>255,400</u>	<u>281,200</u>	<u>313,900</u>	<u>340,000</u>	<u>366,600</u>	<u>413,900</u>	<u>453,600</u>		<u>20</u>	<u>186,000</u>	<u>236,900</u>	<u>266,200</u>	<u>303,800</u>	<u>331,700</u>	<u>360,200</u>	<u>408,800</u>	<u>448,300</u>	
	<u>21</u>	<u>213,600</u>	<u>256,400</u>	<u>282,500</u>	<u>315,400</u>	<u>341,500</u>	<u>368,000</u>	<u>415,700</u>	<u>455,400</u>		<u>21</u>	<u>187,300</u>	<u>238,100</u>	<u>267,600</u>	<u>305,500</u>	<u>333,400</u>	<u>362,100</u>	<u>410,600</u>	<u>450,100</u>	
	<u>22</u>	<u>215,200</u>	<u>257,400</u>	<u>283,800</u>	<u>317,000</u>	<u>343,100</u>	<u>369,600</u>	<u>417,500</u>	<u>456,900</u>		<u>22</u>	<u>189,600</u>	<u>239,700</u>	<u>269,100</u>	<u>307,400</u>	<u>335,400</u>	<u>364,000</u>	<u>412,400</u>	<u>451,600</u>	
	<u>23</u>	<u>216,800</u>	<u>258,400</u>	<u>285,000</u>	<u>318,600</u>	<u>344,700</u>	<u>371,200</u>	<u>419,300</u>	<u>458,300</u>		<u>23</u>	<u>191,800</u>	<u>241,200</u>	<u>270,700</u>	<u>309,300</u>	<u>337,400</u>	<u>365,900</u>	<u>414,200</u>	<u>453,000</u>	
	<u>24</u>	<u>218,400</u>	<u>259,400</u>	<u>286,200</u>	<u>320,200</u>	<u>346,200</u>	<u>372,700</u>	<u>421,100</u>	<u>459,800</u>		<u>24</u>	<u>194,000</u>	<u>242,600</u>	<u>272,200</u>	<u>311,100</u>	<u>339,300</u>	<u>367,800</u>	<u>416,000</u>	<u>454,500</u>	
	<u>25</u>	<u>220,000</u>	<u>260,400</u>	<u>287,300</u>	<u>321,700</u>	<u>347,600</u>	<u>374,600</u>	<u>422,700</u>	<u>461,200</u>		<u>25</u>	<u>196,200</u>	<u>243,600</u>	<u>273,800</u>	<u>312,800</u>	<u>340,700</u>	<u>369,700</u>	<u>417,600</u>	<u>455,900</u>	
	<u>26</u>	<u>221,700</u>	<u>261,300</u>	<u>288,500</u>	<u>323,400</u>	<u>349,300</u>	<u>376,500</u>	<u>424,200</u>	<u>462,500</u>		<u>26</u>	<u>197,900</u>	<u>245,100</u>	<u>275,500</u>	<u>314,800</u>	<u>342,600</u>	<u>371,600</u>	<u>419,100</u>	<u>457,200</u>	
	<u>27</u>	<u>223,000</u>	<u>262,200</u>	<u>289,800</u>	<u>325,000</u>	<u>350,900</u>	<u>378,400</u>	<u>425,700</u>	<u>463,800</u>		<u>27</u>	<u>199,400</u>	<u>246,400</u>	<u>277,100</u>	<u>316,800</u>	<u>344,500</u>	<u>373,500</u>	<u>420,600</u>	<u>458,500</u>	
	<u>28</u>	<u>224,300</u>	<u>263,100</u>	<u>291,100</u>	<u>326,600</u>	<u>352,500</u>	<u>380,200</u>	<u>427,200</u>	<u>465,000</u>		<u>28</u>	<u>200,900</u>	<u>247,600</u>	<u>278,700</u>	<u>318,700</u>	<u>346,400</u>	<u>375,400</u>	<u>422,100</u>	<u>459,700</u>	
	<u>29</u>	<u>225,600</u>	<u>263,900</u>	<u>292,400</u>	<u>328,000</u>	<u>353,700</u>	<u>381,700</u>	<u>428,700</u>	<u>466,000</u>		<u>29</u>	<u>202,400</u>	<u>248,700</u>	<u>280,300</u>	<u>320,400</u>	<u>348,000</u>	<u>376,900</u>	<u>423,600</u>	<u>460,700</u>	
	<u>30</u>	<u>226,700</u>	<u>264,700</u>	<u>293,400</u>	<u>329,700</u>	<u>355,200</u>	<u>383,500</u>	<u>430,000</u>	<u>466,700</u>		<u>30</u>	<u>203,800</u>	<u>249,700</u>	<u>281,800</u>	<u>322,400</u>	<u>349,900</u>	<u>378,700</u>	<u>424,900</u>	<u>461,400</u>	
	<u>31</u>	<u>227,800</u>	<u>265,500</u>	<u>294,400</u>	<u>331,400</u>	<u>356,700</u>	<u>385,200</u>	<u>431,300</u>	<u>467,400</u>		<u>31</u>	<u>205,200</u>	<u>250,600</u>	<u>283,300</u>	<u>324,400</u>	<u>351,700</u>	<u>380,500</u>	<u>426,200</u>	<u>462,200</u>	
	<u>32</u>	<u>228,900</u>	<u>266,300</u>	<u>295,500</u>	<u>333,000</u>	<u>358,200</u>	<u>386,800</u>	<u>432,500</u>	<u>468,100</u>		<u>32</u>	<u>206,600</u>	<u>251,500</u>	<u>284,800</u>	<u>326,400</u>	<u>353,500</u>	<u>382,100</u>	<u>427,400</u>	<u>462,900</u>	
	<u>33</u>	<u>230,000</u>	<u>267,000</u>	<u>296,600</u>	<u>334,200</u>	<u>359,900</u>	<u>388,500</u>	<u>433,700</u>	<u>468,800</u>		<u>33</u>	<u>208,000</u>	<u>252,400</u>	<u>285,900</u>	<u>327,600</u>	<u>355,300</u>	<u>383,800</u>	<u>428,600</u>	<u>463,600</u>	

新 旧 対 照 表 (第1条関係)

		<u>34</u>	<u>231,100</u>	<u>267,800</u>	<u>297,800</u>	<u>336,100</u>	<u>361,700</u>	<u>389,900</u>	<u>435,000</u>	<u>469,500</u>				<u>34</u>	<u>209,300</u>	<u>253,300</u>	<u>287,500</u>	<u>329,600</u>	<u>357,100</u>	<u>385,200</u>	<u>429,900</u>	<u>464,400</u>		
		<u>35</u>	<u>232,200</u>	<u>268,600</u>	<u>298,900</u>	<u>337,800</u>	<u>363,400</u>	<u>391,300</u>	<u>436,300</u>	<u>470,100</u>				<u>35</u>	<u>210,600</u>	<u>254,100</u>	<u>289,000</u>	<u>331,500</u>	<u>358,800</u>	<u>386,600</u>	<u>431,200</u>	<u>465,100</u>		
		<u>36</u>	<u>233,300</u>	<u>269,300</u>	<u>300,100</u>	<u>339,400</u>	<u>365,100</u>	<u>392,700</u>	<u>437,500</u>	<u>470,700</u>				<u>36</u>	<u>211,900</u>	<u>254,900</u>	<u>290,500</u>	<u>333,500</u>	<u>360,500</u>	<u>388,000</u>	<u>432,400</u>	<u>465,700</u>		
		<u>37</u>	<u>234,400</u>	<u>270,000</u>	<u>301,300</u>	<u>340,900</u>	<u>366,500</u>	<u>394,100</u>	<u>438,700</u>	<u>471,200</u>				<u>37</u>	<u>213,200</u>	<u>255,600</u>	<u>291,900</u>	<u>335,400</u>	<u>361,900</u>	<u>389,400</u>	<u>433,600</u>	<u>466,200</u>		
		<u>38</u>	<u>235,400</u>	<u>270,800</u>	<u>302,600</u>	<u>342,500</u>	<u>367,800</u>	<u>395,300</u>	<u>439,500</u>	<u>471,800</u>				<u>38</u>	<u>214,400</u>	<u>256,700</u>	<u>293,500</u>	<u>337,300</u>	<u>363,200</u>	<u>390,600</u>	<u>434,400</u>	<u>466,800</u>		
		<u>39</u>	<u>236,400</u>	<u>271,600</u>	<u>303,900</u>	<u>344,100</u>	<u>369,000</u>	<u>396,500</u>	<u>440,300</u>	<u>472,400</u>				<u>39</u>	<u>215,600</u>	<u>257,900</u>	<u>295,100</u>	<u>339,200</u>	<u>364,500</u>	<u>391,800</u>	<u>435,200</u>	<u>467,400</u>		
		<u>40</u>	<u>237,300</u>	<u>272,300</u>	<u>305,200</u>	<u>345,700</u>	<u>370,400</u>	<u>397,500</u>	<u>441,100</u>	<u>473,000</u>				<u>40</u>	<u>216,700</u>	<u>259,000</u>	<u>296,700</u>	<u>341,100</u>	<u>365,900</u>	<u>392,800</u>	<u>436,000</u>	<u>468,000</u>		
		<u>41</u>	<u>238,200</u>	<u>273,000</u>	<u>306,500</u>	<u>347,400</u>	<u>371,500</u>	<u>398,600</u>	<u>441,700</u>	<u>473,500</u>				<u>41</u>	<u>217,800</u>	<u>260,200</u>	<u>298,200</u>	<u>342,900</u>	<u>367,000</u>	<u>393,900</u>	<u>436,600</u>	<u>468,500</u>		
		<u>42</u>	<u>239,100</u>	<u>273,800</u>	<u>307,800</u>	<u>349,200</u>	<u>372,400</u>	<u>399,800</u>	<u>442,300</u>	<u>474,000</u>				<u>42</u>	<u>218,900</u>	<u>261,400</u>	<u>299,800</u>	<u>344,800</u>	<u>367,900</u>	<u>395,100</u>	<u>437,300</u>	<u>469,000</u>		
		<u>43</u>	<u>239,900</u>	<u>274,600</u>	<u>309,100</u>	<u>351,000</u>	<u>373,400</u>	<u>400,900</u>	<u>442,900</u>	<u>474,400</u>				<u>43</u>	<u>219,900</u>	<u>262,500</u>	<u>301,300</u>	<u>346,600</u>	<u>368,900</u>	<u>396,200</u>	<u>438,000</u>	<u>469,400</u>		
		<u>44</u>	<u>240,700</u>	<u>275,300</u>	<u>310,400</u>	<u>352,800</u>	<u>374,500</u>	<u>402,000</u>	<u>443,500</u>	<u>474,700</u>				<u>44</u>	<u>220,900</u>	<u>263,600</u>	<u>302,800</u>	<u>348,400</u>	<u>370,000</u>	<u>397,300</u>	<u>438,700</u>	<u>469,700</u>		
		<u>45</u>	<u>241,400</u>	<u>276,000</u>	<u>311,700</u>	<u>354,300</u>	<u>375,300</u>	<u>402,700</u>	<u>444,200</u>	<u>475,000</u>				<u>45</u>	<u>221,800</u>	<u>264,700</u>	<u>304,400</u>	<u>349,900</u>	<u>370,800</u>	<u>398,000</u>	<u>439,500</u>	<u>470,000</u>		
		<u>46</u>	<u>242,000</u>	<u>276,700</u>	<u>313,000</u>	<u>355,700</u>	<u>376,200</u>	<u>403,400</u>	<u>445,000</u>					<u>46</u>	<u>222,700</u>	<u>265,800</u>	<u>306,000</u>	<u>351,300</u>	<u>371,700</u>	<u>398,700</u>	<u>440,300</u>			
		<u>47</u>	<u>242,600</u>	<u>277,400</u>	<u>314,300</u>	<u>357,100</u>	<u>377,100</u>	<u>404,100</u>	<u>445,400</u>					<u>47</u>	<u>223,600</u>	<u>266,900</u>	<u>307,600</u>	<u>352,700</u>	<u>372,600</u>	<u>399,400</u>	<u>440,700</u>			
		<u>48</u>	<u>243,200</u>	<u>278,100</u>	<u>315,400</u>	<u>358,500</u>	<u>377,900</u>	<u>404,800</u>	<u>446,100</u>					<u>48</u>	<u>224,500</u>	<u>267,900</u>	<u>309,100</u>	<u>354,200</u>	<u>373,400</u>	<u>400,100</u>	<u>441,400</u>			
		<u>49</u>	<u>243,800</u>	<u>278,800</u>	<u>316,300</u>	<u>360,000</u>	<u>378,700</u>	<u>405,400</u>	<u>446,600</u>					<u>49</u>	<u>225,400</u>	<u>268,900</u>	<u>310,000</u>	<u>355,700</u>	<u>374,200</u>	<u>400,700</u>	<u>441,900</u>			
		<u>50</u>	<u>244,400</u>	<u>279,500</u>	<u>317,600</u>	<u>360,800</u>	<u>379,500</u>	<u>406,000</u>	<u>447,000</u>					<u>50</u>	<u>226,300</u>	<u>269,900</u>	<u>311,500</u>	<u>356,500</u>	<u>375,000</u>	<u>401,300</u>	<u>442,300</u>			
		<u>51</u>	<u>245,000</u>	<u>280,200</u>	<u>318,900</u>	<u>361,800</u>	<u>380,300</u>	<u>406,500</u>	<u>447,400</u>					<u>51</u>	<u>227,200</u>	<u>270,900</u>	<u>313,000</u>	<u>357,500</u>	<u>375,800</u>	<u>401,800</u>	<u>442,700</u>			
		<u>52</u>	<u>245,500</u>	<u>280,900</u>	<u>320,200</u>	<u>362,800</u>	<u>381,000</u>	<u>406,900</u>	<u>447,800</u>					<u>52</u>	<u>228,100</u>	<u>271,800</u>	<u>314,600</u>	<u>358,500</u>	<u>376,500</u>	<u>402,200</u>	<u>443,100</u>			
		<u>53</u>	<u>246,000</u>	<u>281,500</u>	<u>321,400</u>	<u>363,700</u>	<u>381,700</u>	<u>407,300</u>	<u>448,200</u>					<u>53</u>	<u>228,900</u>	<u>272,700</u>	<u>316,200</u>	<u>359,400</u>	<u>377,200</u>	<u>402,600</u>	<u>443,500</u>			
		<u>54</u>	<u>246,400</u>	<u>282,200</u>	<u>322,700</u>	<u>364,800</u>	<u>382,400</u>	<u>407,500</u>	<u>448,600</u>					<u>54</u>	<u>229,800</u>	<u>273,600</u>	<u>317,800</u>	<u>360,500</u>	<u>377,900</u>	<u>402,900</u>	<u>443,900</u>			
		<u>55</u>	<u>246,700</u>	<u>282,800</u>	<u>323,900</u>	<u>365,700</u>	<u>383,100</u>	<u>407,800</u>	<u>449,000</u>					<u>55</u>	<u>230,700</u>	<u>274,500</u>	<u>319,300</u>	<u>361,400</u>	<u>378,600</u>	<u>403,200</u>	<u>444,300</u>			
		<u>56</u>	<u>247,000</u>	<u>283,500</u>	<u>325,100</u>	<u>366,700</u>	<u>383,800</u>	<u>408,100</u>	<u>449,300</u>					<u>56</u>	<u>231,500</u>	<u>275,400</u>	<u>320,800</u>	<u>362,400</u>	<u>379,300</u>	<u>403,500</u>	<u>444,600</u>			
		<u>57</u>	<u>247,300</u>	<u>284,100</u>	<u>326,400</u>	<u>367,600</u>	<u>384,300</u>	<u>408,400</u>	<u>449,600</u>					<u>57</u>	<u>231,800</u>	<u>276,300</u>	<u>322,200</u>	<u>363,300</u>	<u>379,800</u>	<u>403,800</u>	<u>444,900</u>			
		<u>58</u>	<u>247,600</u>	<u>284,800</u>	<u>327,500</u>	<u>368,300</u>	<u>384,900</u>	<u>408,700</u>	<u>450,000</u>					<u>58</u>	<u>232,600</u>	<u>277,200</u>	<u>323,400</u>	<u>364,000</u>	<u>380,400</u>	<u>404,100</u>	<u>445,300</u>			
		<u>59</u>	<u>247,900</u>	<u>285,400</u>	<u>328,600</u>	<u>369,000</u>	<u>385,500</u>	<u>409,000</u>	<u>450,300</u>					<u>59</u>	<u>233,300</u>	<u>278,100</u>	<u>324,500</u>	<u>364,700</u>	<u>381,000</u>	<u>404,400</u>	<u>445,600</u>			
		<u>60</u>	<u>248,200</u>	<u>286,100</u>	<u>329,700</u>	<u>369,600</u>	<u>386,200</u>	<u>409,300</u>	<u>450,600</u>					<u>60</u>	<u>233,900</u>	<u>279,000</u>	<u>325,600</u>	<u>365,300</u>	<u>381,700</u>	<u>404,700</u>	<u>445,900</u>			
		<u>61</u>	<u>248,500</u>	<u>286,700</u>	<u>330,400</u>	<u>370,000</u>	<u>386,600</u>	<u>409,500</u>	<u>450,900</u>					<u>61</u>	<u>234,500</u>	<u>280,000</u>	<u>326,300</u>	<u>365,700</u>	<u>382,100</u>	<u>405,000</u>	<u>446,200</u>			
		<u>62</u>	<u>248,800</u>	<u>287,400</u>	<u>331,300</u>	<u>370,600</u>	<u>387,200</u>	<u>409,800</u>						<u>62</u>	<u>235,200</u>	<u>281,000</u>	<u>327,200</u>	<u>366,300</u>	<u>382,800</u>	<u>405,300</u>				
		<u>63</u>	<u>249,100</u>	<u>288,000</u>	<u>332,000</u>	<u>371,300</u>	<u>387,800</u>	<u>410,100</u>						<u>63</u>	<u>235,800</u>	<u>281,900</u>	<u>328,000</u>	<u>367,000</u>	<u>383,400</u>	<u>405,600</u>				
		<u>64</u>	<u>249,400</u>	<u>288,500</u>	<u>332,800</u>	<u>372,000</u>	<u>388,300</u>	<u>410,400</u>						<u>64</u>	<u>236,300</u>	<u>282,800</u>	<u>328,800</u>	<u>367,700</u>	<u>384,000</u>	<u>405,900</u>				
		<u>65</u>	<u>249,700</u>	<u>289,000</u>	<u>333,600</u>	<u>372,300</u>	<u>388,700</u>	<u>410,600</u>						<u>65</u>	<u>236,800</u>	<u>283,300</u>	<u>329,600</u>	<u>368,000</u>	<u>384,400</u>	<u>406,200</u>				

新 旧 対 照 表 (第1条関係)

<u>66</u>	<u>250,000</u>	<u>289,600</u>	<u>334,000</u>	<u>373,000</u>	<u>389,300</u>	<u>410,900</u>						<u>66</u>	<u>237,300</u>	<u>284,000</u>	<u>330,000</u>	<u>368,700</u>	<u>385,000</u>	<u>406,500</u>					
<u>67</u>	<u>250,300</u>	<u>290,100</u>	<u>334,600</u>	<u>373,700</u>	<u>389,900</u>	<u>411,200</u>						<u>67</u>	<u>237,800</u>	<u>284,700</u>	<u>330,600</u>	<u>369,400</u>	<u>385,600</u>	<u>406,800</u>					
<u>68</u>	<u>250,600</u>	<u>290,700</u>	<u>335,300</u>	<u>374,300</u>	<u>390,400</u>	<u>411,500</u>						<u>68</u>	<u>238,400</u>	<u>285,600</u>	<u>331,300</u>	<u>370,000</u>	<u>386,200</u>	<u>407,100</u>					
<u>69</u>	<u>250,900</u>	<u>291,200</u>	<u>336,100</u>	<u>374,600</u>	<u>390,800</u>	<u>411,700</u>						<u>69</u>	<u>238,900</u>	<u>286,600</u>	<u>332,100</u>	<u>370,300</u>	<u>386,600</u>	<u>407,300</u>					
<u>70</u>	<u>251,200</u>	<u>291,700</u>	<u>336,800</u>	<u>375,100</u>	<u>391,300</u>	<u>412,000</u>						<u>70</u>	<u>239,400</u>	<u>287,400</u>	<u>332,800</u>	<u>370,900</u>	<u>387,100</u>	<u>407,600</u>					
<u>71</u>	<u>251,500</u>	<u>292,300</u>	<u>337,500</u>	<u>375,700</u>	<u>391,800</u>	<u>412,300</u>						<u>71</u>	<u>239,900</u>	<u>288,200</u>	<u>333,500</u>	<u>371,600</u>	<u>387,600</u>	<u>407,900</u>					
<u>72</u>	<u>251,800</u>	<u>292,900</u>	<u>338,100</u>	<u>376,300</u>	<u>392,400</u>	<u>412,500</u>						<u>72</u>	<u>240,400</u>	<u>289,000</u>	<u>334,100</u>	<u>372,200</u>	<u>388,200</u>	<u>408,100</u>					
<u>73</u>	<u>252,100</u>	<u>293,400</u>	<u>338,600</u>	<u>376,600</u>	<u>392,700</u>	<u>412,700</u>						<u>73</u>	<u>240,900</u>	<u>289,700</u>	<u>334,600</u>	<u>372,500</u>	<u>388,500</u>	<u>408,300</u>					
<u>74</u>	<u>252,400</u>	<u>293,900</u>	<u>339,200</u>	<u>377,200</u>	<u>393,100</u>	<u>413,000</u>						<u>74</u>	<u>241,400</u>	<u>290,200</u>	<u>335,200</u>	<u>373,100</u>	<u>388,900</u>	<u>408,600</u>					
<u>75</u>	<u>252,700</u>	<u>294,300</u>	<u>339,700</u>	<u>377,900</u>	<u>393,500</u>	<u>413,300</u>						<u>75</u>	<u>241,800</u>	<u>290,600</u>	<u>335,700</u>	<u>373,800</u>	<u>389,300</u>	<u>408,900</u>					
<u>76</u>	<u>253,000</u>	<u>294,600</u>	<u>340,300</u>	<u>378,500</u>	<u>393,900</u>	<u>413,500</u>						<u>76</u>	<u>242,300</u>	<u>291,000</u>	<u>336,300</u>	<u>374,400</u>	<u>389,700</u>	<u>409,100</u>					
<u>77</u>	<u>253,300</u>	<u>294,800</u>	<u>340,600</u>	<u>378,900</u>	<u>394,200</u>	<u>413,700</u>						<u>77</u>	<u>242,800</u>	<u>291,200</u>	<u>336,600</u>	<u>374,800</u>	<u>390,000</u>	<u>409,300</u>					
<u>78</u>	<u>253,600</u>	<u>295,100</u>	<u>341,100</u>	<u>379,400</u>	<u>394,500</u>	<u>414,000</u>						<u>78</u>	<u>243,300</u>	<u>291,500</u>	<u>337,100</u>	<u>375,300</u>	<u>390,300</u>	<u>409,600</u>					
<u>79</u>	<u>253,900</u>	<u>295,300</u>	<u>341,500</u>	<u>380,000</u>	<u>394,800</u>	<u>414,300</u>						<u>79</u>	<u>243,800</u>	<u>291,700</u>	<u>337,500</u>	<u>375,900</u>	<u>390,600</u>	<u>409,900</u>					
<u>80</u>	<u>254,200</u>	<u>295,600</u>	<u>341,900</u>	<u>380,500</u>	<u>395,000</u>	<u>414,500</u>						<u>80</u>	<u>244,300</u>	<u>292,000</u>	<u>337,900</u>	<u>376,400</u>	<u>390,800</u>	<u>410,100</u>					
<u>81</u>	<u>254,500</u>	<u>295,800</u>	<u>342,300</u>	<u>381,000</u>	<u>395,200</u>	<u>414,700</u>						<u>81</u>	<u>244,700</u>	<u>292,200</u>	<u>338,300</u>	<u>376,900</u>	<u>391,000</u>	<u>410,300</u>					
<u>82</u>	<u>254,800</u>	<u>296,000</u>	<u>342,800</u>	<u>381,600</u>	<u>395,500</u>	<u>415,000</u>						<u>82</u>	<u>245,200</u>	<u>292,400</u>	<u>338,800</u>	<u>377,500</u>	<u>391,300</u>	<u>410,600</u>					
<u>83</u>	<u>255,100</u>	<u>296,300</u>	<u>343,300</u>	<u>382,100</u>	<u>395,800</u>	<u>415,300</u>						<u>83</u>	<u>245,600</u>	<u>292,700</u>	<u>339,300</u>	<u>378,000</u>	<u>391,600</u>	<u>410,900</u>					
<u>84</u>	<u>255,400</u>	<u>296,500</u>	<u>343,800</u>	<u>382,400</u>	<u>396,000</u>	<u>415,500</u>						<u>84</u>	<u>246,000</u>	<u>292,900</u>	<u>339,800</u>	<u>378,300</u>	<u>391,800</u>	<u>411,100</u>					
<u>85</u>	<u>255,700</u>	<u>296,800</u>	<u>344,100</u>	<u>382,800</u>	<u>396,200</u>	<u>415,700</u>						<u>85</u>	<u>246,400</u>	<u>293,200</u>	<u>340,100</u>	<u>378,700</u>	<u>392,000</u>	<u>411,300</u>					
<u>86</u>	<u>256,000</u>	<u>297,100</u>	<u>344,500</u>	<u>383,300</u>	<u>396,500</u>							<u>86</u>	<u>246,800</u>	<u>293,500</u>	<u>340,500</u>	<u>379,200</u>	<u>392,300</u>						
<u>87</u>	<u>256,300</u>	<u>297,400</u>	<u>344,900</u>	<u>383,700</u>	<u>396,800</u>							<u>87</u>	<u>247,200</u>	<u>293,800</u>	<u>341,000</u>	<u>379,600</u>	<u>392,600</u>						
<u>88</u>	<u>256,600</u>	<u>297,700</u>	<u>345,300</u>	<u>384,100</u>	<u>397,000</u>							<u>88</u>	<u>247,600</u>	<u>294,100</u>	<u>341,400</u>	<u>380,000</u>	<u>392,800</u>						
<u>89</u>	<u>256,900</u>	<u>298,000</u>	<u>345,600</u>	<u>384,500</u>	<u>397,200</u>							<u>89</u>	<u>248,000</u>	<u>294,400</u>	<u>341,700</u>	<u>380,400</u>	<u>393,000</u>						
<u>90</u>	<u>257,200</u>	<u>298,300</u>	<u>346,000</u>	<u>385,000</u>	<u>397,500</u>							<u>90</u>	<u>248,500</u>	<u>294,800</u>	<u>342,100</u>	<u>380,900</u>	<u>393,300</u>						
<u>91</u>	<u>257,500</u>	<u>298,600</u>	<u>346,400</u>	<u>385,400</u>	<u>397,800</u>							<u>91</u>	<u>248,800</u>	<u>295,100</u>	<u>342,600</u>	<u>381,300</u>	<u>393,600</u>						
<u>92</u>	<u>257,800</u>	<u>299,000</u>	<u>346,800</u>	<u>385,800</u>	<u>398,000</u>							<u>92</u>	<u>249,100</u>	<u>295,500</u>	<u>343,000</u>	<u>381,700</u>	<u>393,800</u>						
<u>93</u>	<u>258,100</u>	<u>299,200</u>	<u>347,000</u>	<u>386,100</u>	<u>398,200</u>							<u>93</u>	<u>249,400</u>	<u>295,700</u>	<u>343,200</u>	<u>382,000</u>	<u>394,000</u>						
<u>94</u>		<u>299,400</u>	<u>347,400</u>									<u>94</u>		<u>295,900</u>	<u>343,600</u>								
<u>95</u>		<u>299,700</u>	<u>347,800</u>									<u>95</u>		<u>296,200</u>	<u>344,100</u>								
<u>96</u>		<u>300,100</u>	<u>348,200</u>									<u>96</u>		<u>296,600</u>	<u>344,500</u>								
<u>97</u>		<u>300,300</u>	<u>348,400</u>									<u>97</u>		<u>296,800</u>	<u>344,700</u>								

新 旧 対 照 表 (第1条関係)

		<u>98</u>	<u>300,600</u>	<u>348,800</u>								<u>98</u>	<u>297,100</u>	<u>345,100</u>						
		<u>99</u>	<u>301,000</u>	<u>349,200</u>								<u>99</u>	<u>297,500</u>	<u>345,500</u>						
		<u>100</u>	<u>301,400</u>	<u>349,500</u>								<u>100</u>	<u>297,900</u>	<u>345,800</u>						
		<u>101</u>	<u>301,600</u>	<u>349,800</u>								<u>101</u>	<u>298,100</u>	<u>346,100</u>						
		<u>102</u>	<u>301,900</u>	<u>350,200</u>								<u>102</u>	<u>298,400</u>	<u>346,500</u>						
		<u>103</u>	<u>302,200</u>	<u>350,600</u>								<u>103</u>	<u>298,800</u>	<u>346,900</u>						
		<u>104</u>	<u>302,500</u>	<u>351,000</u>								<u>104</u>	<u>299,100</u>	<u>347,300</u>						
		<u>105</u>	<u>302,700</u>	<u>351,500</u>								<u>105</u>	<u>299,300</u>	<u>347,800</u>						
		<u>106</u>	<u>303,000</u>	<u>351,900</u>								<u>106</u>	<u>299,600</u>	<u>348,200</u>						
		<u>107</u>	<u>303,300</u>	<u>352,300</u>								<u>107</u>	<u>300,000</u>	<u>348,600</u>						
		<u>108</u>	<u>303,600</u>	<u>352,700</u>								<u>108</u>	<u>300,300</u>	<u>349,000</u>						
		<u>109</u>	<u>303,800</u>	<u>353,200</u>								<u>109</u>	<u>300,500</u>	<u>349,500</u>						
		<u>110</u>	<u>304,200</u>	<u>353,600</u>								<u>110</u>	<u>300,900</u>	<u>349,900</u>						
		<u>111</u>	<u>304,600</u>	<u>353,900</u>								<u>111</u>	<u>301,300</u>	<u>350,200</u>						
		<u>112</u>	<u>304,900</u>	<u>354,200</u>								<u>112</u>	<u>301,600</u>	<u>350,500</u>						
		<u>113</u>	<u>305,100</u>	<u>354,700</u>								<u>113</u>	<u>301,800</u>	<u>351,000</u>						
		<u>114</u>	<u>305,300</u>									<u>114</u>	<u>302,000</u>							
		<u>115</u>	<u>305,600</u>									<u>115</u>	<u>302,300</u>							
		<u>116</u>	<u>306,000</u>									<u>116</u>	<u>302,700</u>							
		<u>117</u>	<u>306,200</u>									<u>117</u>	<u>302,900</u>							
		<u>118</u>	<u>306,400</u>									<u>118</u>	<u>303,100</u>							
		<u>119</u>	<u>306,700</u>									<u>119</u>	<u>303,400</u>							
		<u>120</u>	<u>307,000</u>									<u>120</u>	<u>303,700</u>							
		<u>121</u>	<u>307,400</u>									<u>121</u>	<u>304,100</u>							
		<u>122</u>	<u>307,600</u>									<u>122</u>	<u>304,300</u>							
		<u>123</u>	<u>307,900</u>									<u>123</u>	<u>304,600</u>							
		<u>124</u>	<u>308,200</u>									<u>124</u>	<u>304,900</u>							
		<u>125</u>	<u>308,500</u>									<u>125</u>	<u>305,200</u>							
	定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤		基本給 料月額	基本給 料月額	基本給 料月 額	基本給 料月 額	基本給 料月 額	基本給 料月 額	基本給 料月 額	基本給 料月 額		定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤		基本給 料月額	基本給 料月額	基本給 料月 額	基本給 料月 額	基本給 料月 額	基本給 料月 額	基本給 料月 額
			円	円	円	円	円	円	円	円				円	円	円	円	円	円	円

新 旧 対 照 表（第 1 条関係）

務 職 員		<u>192,000</u>	<u>219,500</u>	<u>260,000</u>	<u>279,700</u>	<u>294,900</u>	<u>320,600</u>	<u>362,700</u>	<u>396,200</u>
備 考	この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第 25 条に規定する職員を除く。								

務 職 員		<u>188,700</u>	<u>216,200</u>	<u>256,200</u>	<u>275,600</u>	<u>290,700</u>	<u>316,200</u>	<u>358,000</u>	<u>391,200</u>
備 考	この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第 25 条に規定する職員を除く。								

新 旧 対 照 表 (第2条関係)

尾三消防組合職員の給与に関する条例（昭和47年条例第7号）の一部を改正する条例

新	旧
尾三消防組合職員の給与に関する条例 昭和47年1月7日 条例第7号 （初任給、昇給、昇格等の基準） 第6条 （略） 2・3 （略） 4 前項の規定により職員（次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給 _____ とすることを標準として管理者が規則で定める基準に従い決定するものとする。 5 <u>次に掲げる</u> _____ 職員の第3項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて管理者が規則で定める基準に従い決定するものとする。 <u>（1） 55歳（管理者が規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で管理者が規則で定めるもの）を超える職員</u> <u>（2） 給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの</u> 6～8 （略） （扶養手当） 第12条 （略） 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。	尾三消防組合職員の給与に関する条例 昭和47年1月7日 条例第7号 （初任給、昇給、昇格等の基準） 第6条 （略） 2・3 （略） 4 前項の規定により職員（次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給 <u>（給料表でその職務の級が6級以上であるものにあつては、3号給）</u> とすることを標準として管理者が規則で定める基準に従い決定するものとする。 5 <u>55歳（管理者が規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で管理者が規則で定めるもの）に達した日の属する年度の末日を超えて在職する職員</u>の第3項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて管理者が規則で定める基準に従い決定するものとする。 6～8 （略） （扶養手当） 第12条 （略） 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

新 旧 対 照 表 (第2条関係)

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については、1人につき13,000円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円（職務の級が8級である職員 _____ にあつては、3,500円） _____ とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間 _____ がある子がいる場合における扶養手当の額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

第13条 削除

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。） _____ については1人につき6,500円（職務の級が8級である職員（以下「8級職員」という。））にあつては、3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。） _____ がある子がいる場合における扶養手当の額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第13条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係

新 旧 対 照 表 (第 2 条関係)

るものがない場合においてその職員に同項第 1 号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が初日であるときは、その日の属する月）から行なうものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第 1 号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第 1 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第 1 項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第 1 項の規定による届出に係るものがある 8 級職員が 8 級職員以外の職員となった場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第 1 項の規定による届出に係るものがある職員で 8 級職員以外のものが 8 級職員となった場合

(5) 職員の扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(住居手当)

第 1 4 条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) (略)

(2) 第 1 5 条の 2 第 1 項又は第 3 項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者 _____

(住居手当)

第 1 4 条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) (略)

(2) 第 1 5 条の 2 第 1 項又は第 3 項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者 （届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある

新 旧 対 照 表 (第2条関係)

者を含む。同条において同じ。)が居住するための住宅(尾三消防組合が設置する公舎その他管理者が規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が規則で定めるもの

2・3 (略)

(通勤手当)

第15条 (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃の額に相当する額(次項において「運賃相当額」という。) _____

(2) (略)

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額 _____

_____, 第1号に定める額又は前号に定める額

3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額の合計額

_____が居住するための住宅(尾三消防組合が設置する公舎その他管理者が規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が規則で定めるもの

2・3 (略)

(通勤手当)

第15条 (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃の額に相当する額(以下この号において「運賃相当額」という。)。ただし、運賃相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号及び第3号において「1月当たりの運賃相当額」という。)が、55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関を利用するものとして当該運賃の額を算出する場合において、1月当たりの運賃相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額) _____

(2) (略)

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1月当たりの運賃相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

新 旧 対 照 表（第2条関係）

<u>が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</u>	
<u>4</u> （略）	<u>3</u> （略）
<u>5</u> （略）	<u>4</u> （略）
<u>6</u> （略）	<u>5</u> （略）
<u>7</u> （略）	<u>6</u> （略）
（単身赴任手当）	（単身赴任手当）
第15条の2 （略）	第15条の2 （略）
2 （略）	2 （略）
3 <u>新たに給料表の適用を受ける職員になったこと</u>	3 <u>職員以外の地方公務員、国家公務員その他管理者が規則で定める者であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移</u>
<u>転し、父母の疾病その他の管理者が規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員</u>	<u>転し、父母の疾病その他の管理者が規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して管理者が規則で定める職員に限る。）</u>
<u>その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</u>	<u>その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</u>
4 （略）	4 （略）
（管理職員特別勤務手当）	（管理職員特別勤務手当）
第19条の2 管理職員特別勤務手当は、第10条第1項の規定により管理職手当を受ける職員（次項において「管理監督職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に<u>勤務をした場合に、当該職員に対して支給する。</u>	第19条の2 管理職員特別勤務手当は、第10条第1項の規定により管理職手当を受ける職員（次項において「管理監督職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に<u>勤務した</u>場合に、当該職員に対して支給する。
2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>午後10時から翌日の</u>午前5時までの間<u>（週</u>	2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>週休日等以外の日の午前0時から</u>午前5時までの間<u>（週</u>

新 旧 対 照 表（第2条関係）

休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して管理者が規則で定める勤務をした職員にあっては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額）とする。 （1） 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、8,500円を超えない範囲内において管理者が規則で定める額 _____ （2） _____ 4 （略） （期末手当） 第20条 （略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に _____ 100分の125 _____（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（この職員のうち、管理者が規則で定める職員を除く。第21条第2項において「特定管理職員」という。）にあっては、 _____ 100分の105 _____）を乗じて得た額に、基準日前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） （略） 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。 4～6 （略） （勤勉手当） 第21条 （略） 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規則で定める基準に従い任	_____であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額 _____ _____とする。 （1） 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、8,500円を超えない範囲内において管理者が規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して管理者が規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額） _____ （2） _____ 4 （略） （期末手当） 第20条 （略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（この職員のうち、管理者が規則で定める職員を除く。第21条第2項において「特定管理職員」という。）にあっては、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5）を乗じて得た額に、基準日前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） （略） 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」とする。 4～6 （略） （勤勉手当） 第21条 （略） 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規則で定める基準に従い任
---	---

新 旧 対 照 表 (第2条関係)

命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち定年前三任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125

）を乗じて得た額の総額

- (2) 前項の職員のうち定年前三任用短時間勤務職員 当該定年前三任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、100分の50

を乗じて得た総額

3～5 （略）

第24条の2 第6条、第11条及び第12条の規定は、定年前三任用短時間勤務職員には適用しない。

（雑則）

第28条 給料、管理職手当、地域手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法その他この条例の施行について必要な事項は、管理者が規則で定める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表（一）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300

命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち定年前三任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の102.5（特定管理職員にあっては、100分の122.5）、12月に支給する場合には100分の107.5（特定管理職員にあっては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額

（2）前項の職員のうち定年前三任用短時間勤務職員 当該定年前三任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25を乗じて得た総額

- (2) 前項の職員のうち定年前三任用短時間勤務職員 当該定年前三任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25を乗じて得た総額

を乗じて得た総額

3～5 （略）

第24条の2 第6条、第11条から第13条まで及び第14条の規定は、定年前三任用短時間勤務職員には適用しない。

（雑則）

第28条 給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法その他この条例の施行について必要な事項は、管理者が規則で定める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表（一）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600

新 旧 対 照 表 (第2条関係)

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	<u>2</u>	<u>184,600</u>	<u>231,500</u>	<u>266,300</u>	<u>300,300</u>	<u>323,100</u>	<u>356,900</u>	<u>410,200</u>	<u>463,800</u>	定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	<u>2</u>	<u>184,600</u>	<u>231,500</u>	<u>262,300</u>	<u>288,900</u>	<u>311,500</u>	<u>336,900</u>	<u>376,000</u>	<u>418,000</u>	
	<u>3</u>	<u>185,800</u>	<u>233,000</u>	<u>267,300</u>	<u>301,800</u>	<u>324,900</u>	<u>358,500</u>	<u>412,100</u>	<u>468,800</u>		<u>3</u>	<u>185,800</u>	<u>233,000</u>	<u>263,300</u>	<u>290,400</u>	<u>313,200</u>	<u>338,700</u>	<u>378,300</u>	<u>420,500</u>	
	<u>4</u>	<u>186,900</u>	<u>234,500</u>	<u>268,300</u>	<u>303,200</u>	<u>326,600</u>	<u>360,100</u>	<u>413,900</u>	<u>473,500</u>		<u>4</u>	<u>186,900</u>	<u>234,500</u>	<u>264,300</u>	<u>291,900</u>	<u>314,700</u>	<u>340,500</u>	<u>380,500</u>	<u>422,900</u>	
	<u>5</u>	<u>188,000</u>	<u>236,000</u>	<u>269,300</u>	<u>304,600</u>	<u>328,300</u>	<u>361,700</u>	<u>415,700</u>	<u>477,500</u>		<u>5</u>	<u>188,000</u>	<u>236,000</u>	<u>265,300</u>	<u>293,400</u>	<u>316,100</u>	<u>342,200</u>	<u>382,400</u>	<u>424,800</u>	
	<u>6</u>	<u>189,700</u>	<u>237,500</u>	<u>270,300</u>	<u>305,700</u>	<u>330,000</u>	<u>363,500</u>	<u>417,500</u>	<u>481,000</u>		<u>6</u>	<u>189,700</u>	<u>237,500</u>	<u>266,300</u>	<u>294,900</u>	<u>317,400</u>	<u>343,900</u>	<u>384,700</u>	<u>426,900</u>	
	<u>7</u>	<u>191,300</u>	<u>239,000</u>	<u>271,300</u>	<u>306,700</u>	<u>331,700</u>	<u>365,000</u>	<u>419,300</u>	<u>484,000</u>		<u>7</u>	<u>191,300</u>	<u>239,000</u>	<u>267,300</u>	<u>296,300</u>	<u>318,700</u>	<u>345,500</u>	<u>386,800</u>	<u>429,000</u>	
	<u>8</u>	<u>192,900</u>	<u>240,500</u>	<u>272,300</u>	<u>307,900</u>	<u>333,400</u>	<u>366,600</u>	<u>421,100</u>	<u>486,500</u>		<u>8</u>	<u>192,900</u>	<u>240,500</u>	<u>268,300</u>	<u>297,600</u>	<u>320,000</u>	<u>347,200</u>	<u>388,800</u>	<u>431,200</u>	
	<u>9</u>	<u>194,500</u>	<u>242,000</u>	<u>273,300</u>	<u>309,100</u>	<u>335,000</u>	<u>368,000</u>	<u>422,700</u>	<u>488,500</u>		<u>9</u>	<u>194,500</u>	<u>242,000</u>	<u>269,300</u>	<u>298,800</u>	<u>321,300</u>	<u>348,800</u>	<u>390,800</u>	<u>433,100</u>	
	<u>10</u>	<u>196,200</u>	<u>243,400</u>	<u>274,300</u>	<u>310,700</u>	<u>336,700</u>	<u>369,600</u>	<u>424,200</u>			<u>10</u>	<u>196,200</u>	<u>243,400</u>	<u>270,300</u>	<u>300,300</u>	<u>323,100</u>	<u>350,500</u>	<u>393,100</u>	<u>435,200</u>	
	<u>11</u>	<u>197,800</u>	<u>244,800</u>	<u>275,300</u>	<u>312,300</u>	<u>338,400</u>	<u>371,200</u>	<u>425,700</u>			<u>11</u>	<u>197,800</u>	<u>244,800</u>	<u>271,300</u>	<u>301,800</u>	<u>324,900</u>	<u>352,100</u>	<u>395,300</u>	<u>437,300</u>	
	<u>12</u>	<u>199,400</u>	<u>246,200</u>	<u>276,400</u>	<u>313,900</u>	<u>340,000</u>	<u>372,700</u>	<u>427,200</u>			<u>12</u>	<u>199,400</u>	<u>246,200</u>	<u>272,300</u>	<u>303,200</u>	<u>326,600</u>	<u>353,700</u>	<u>397,500</u>	<u>439,200</u>	
	<u>13</u>	<u>201,000</u>	<u>247,400</u>	<u>277,400</u>	<u>315,400</u>	<u>341,500</u>	<u>374,600</u>	<u>428,700</u>			<u>13</u>	<u>201,000</u>	<u>247,400</u>	<u>273,300</u>	<u>304,600</u>	<u>328,300</u>	<u>355,200</u>	<u>399,700</u>	<u>440,900</u>	
	<u>14</u>	<u>202,700</u>	<u>248,600</u>	<u>278,700</u>	<u>317,000</u>	<u>343,100</u>	<u>376,500</u>	<u>430,000</u>			<u>14</u>	<u>202,700</u>	<u>248,600</u>	<u>274,300</u>	<u>305,700</u>	<u>330,000</u>	<u>356,900</u>	<u>402,000</u>	<u>442,700</u>	
	<u>15</u>	<u>204,400</u>	<u>249,800</u>	<u>280,000</u>	<u>318,600</u>	<u>344,700</u>	<u>378,400</u>	<u>431,300</u>			<u>15</u>	<u>204,400</u>	<u>249,800</u>	<u>275,300</u>	<u>306,700</u>	<u>331,700</u>	<u>358,500</u>	<u>404,200</u>	<u>444,600</u>	
	<u>16</u>	<u>206,100</u>	<u>251,000</u>	<u>281,200</u>	<u>320,200</u>	<u>346,200</u>	<u>380,200</u>	<u>432,500</u>			<u>16</u>	<u>206,100</u>	<u>251,000</u>	<u>276,400</u>	<u>307,900</u>	<u>333,400</u>	<u>360,100</u>	<u>406,500</u>	<u>446,500</u>	
	<u>17</u>	<u>207,400</u>	<u>252,100</u>	<u>282,500</u>	<u>321,700</u>	<u>347,600</u>	<u>381,700</u>	<u>433,700</u>			<u>17</u>	<u>207,400</u>	<u>252,100</u>	<u>277,400</u>	<u>309,100</u>	<u>335,000</u>	<u>361,700</u>	<u>408,300</u>	<u>448,300</u>	
	<u>18</u>	<u>209,000</u>	<u>253,200</u>	<u>283,800</u>	<u>323,400</u>	<u>349,300</u>	<u>383,500</u>	<u>435,000</u>			<u>18</u>	<u>209,000</u>	<u>253,200</u>	<u>278,700</u>	<u>310,700</u>	<u>336,700</u>	<u>363,500</u>	<u>410,200</u>	<u>450,100</u>	
	<u>19</u>	<u>210,600</u>	<u>254,300</u>	<u>285,000</u>	<u>325,000</u>	<u>350,900</u>	<u>385,200</u>	<u>436,300</u>			<u>19</u>	<u>210,600</u>	<u>254,300</u>	<u>280,000</u>	<u>312,300</u>	<u>338,400</u>	<u>365,000</u>	<u>412,100</u>	<u>451,900</u>	
	<u>20</u>	<u>212,100</u>	<u>255,400</u>	<u>286,200</u>	<u>326,600</u>	<u>352,500</u>	<u>386,800</u>	<u>437,500</u>			<u>20</u>	<u>212,100</u>	<u>255,400</u>	<u>281,200</u>	<u>313,900</u>	<u>340,000</u>	<u>366,600</u>	<u>413,900</u>	<u>453,600</u>	
	<u>21</u>	<u>213,600</u>	<u>256,400</u>	<u>287,300</u>	<u>328,000</u>	<u>353,700</u>	<u>388,500</u>	<u>438,700</u>			<u>21</u>	<u>213,600</u>	<u>256,400</u>	<u>282,500</u>	<u>315,400</u>	<u>341,500</u>	<u>368,000</u>	<u>415,700</u>	<u>455,400</u>	
	<u>22</u>	<u>215,200</u>	<u>257,400</u>	<u>288,500</u>	<u>329,700</u>	<u>355,200</u>	<u>389,900</u>	<u>439,500</u>			<u>22</u>	<u>215,200</u>	<u>257,400</u>	<u>283,800</u>	<u>317,000</u>	<u>343,100</u>	<u>369,600</u>	<u>417,500</u>	<u>456,900</u>	
	<u>23</u>	<u>216,800</u>	<u>258,400</u>	<u>289,800</u>	<u>331,400</u>	<u>356,700</u>	<u>391,300</u>	<u>440,300</u>			<u>23</u>	<u>216,800</u>	<u>258,400</u>	<u>285,000</u>	<u>318,600</u>	<u>344,700</u>	<u>371,200</u>	<u>419,300</u>	<u>458,300</u>	
	<u>24</u>	<u>218,400</u>	<u>259,400</u>	<u>291,100</u>	<u>330,000</u>	<u>358,200</u>	<u>392,700</u>	<u>441,100</u>			<u>24</u>	<u>218,400</u>	<u>259,400</u>	<u>286,200</u>	<u>320,200</u>	<u>346,200</u>	<u>372,700</u>	<u>421,100</u>	<u>459,800</u>	
	<u>25</u>	<u>220,000</u>	<u>260,400</u>	<u>292,400</u>	<u>334,200</u>	<u>359,900</u>	<u>394,100</u>	<u>441,700</u>			<u>25</u>	<u>220,000</u>	<u>260,400</u>	<u>287,300</u>	<u>321,700</u>	<u>347,600</u>	<u>374,600</u>	<u>422,700</u>	<u>461,200</u>	
	<u>26</u>	<u>221,700</u>	<u>261,300</u>	<u>293,400</u>	<u>336,100</u>	<u>361,700</u>	<u>395,300</u>	<u>442,300</u>			<u>26</u>	<u>221,700</u>	<u>261,300</u>	<u>288,500</u>	<u>323,400</u>	<u>349,300</u>	<u>376,500</u>	<u>424,200</u>	<u>462,500</u>	
	<u>27</u>	<u>223,000</u>	<u>262,200</u>	<u>294,400</u>	<u>337,800</u>	<u>363,400</u>	<u>396,500</u>	<u>442,900</u>			<u>27</u>	<u>223,000</u>	<u>262,200</u>	<u>289,800</u>	<u>325,000</u>	<u>350,900</u>	<u>378,400</u>	<u>425,700</u>	<u>463,800</u>	
	<u>28</u>	<u>224,300</u>	<u>263,100</u>	<u>295,500</u>	<u>339,400</u>	<u>365,100</u>	<u>397,500</u>	<u>443,500</u>			<u>28</u>	<u>224,300</u>	<u>263,100</u>	<u>291,100</u>	<u>326,600</u>	<u>352,500</u>	<u>380,200</u>	<u>427,200</u>	<u>465,000</u>	
	<u>29</u>	<u>225,600</u>	<u>263,900</u>	<u>296,600</u>	<u>340,900</u>	<u>366,500</u>	<u>398,600</u>	<u>444,200</u>			<u>29</u>	<u>225,600</u>	<u>263,900</u>	<u>292,400</u>	<u>328,000</u>	<u>353,700</u>	<u>381,700</u>	<u>428,700</u>	<u>466,000</u>	
	<u>30</u>	<u>226,700</u>	<u>264,700</u>	<u>297,800</u>	<u>342,500</u>	<u>367,800</u>	<u>399,800</u>	<u>445,000</u>			<u>30</u>	<u>226,700</u>	<u>264,700</u>	<u>293,400</u>	<u>329,700</u>	<u>355,200</u>	<u>383,500</u>	<u>430,000</u>	<u>466,700</u>	
	<u>31</u>	<u>227,800</u>	<u>265,500</u>	<u>298,900</u>	<u>344,100</u>	<u>369,000</u>	<u>400,900</u>	<u>445,400</u>			<u>31</u>	<u>227,800</u>	<u>265,500</u>	<u>294,400</u>	<u>331,400</u>	<u>356,700</u>	<u>385,200</u>	<u>431,300</u>	<u>467,400</u>	
	<u>32</u>	<u>228,900</u>	<u>266,300</u>	<u>300,100</u>	<u>345,700</u>	<u>370,400</u>	<u>402,000</u>	<u>446,100</u>			<u>32</u>	<u>228,900</u>	<u>266,300</u>	<u>295,500</u>	<u>333,000</u>	<u>358,200</u>	<u>386,800</u>	<u>432,500</u>	<u>468,100</u>	
	<u>33</u>	<u>230,000</u>	<u>267,000</u>	<u>301,300</u>	<u>347,400</u>	<u>371,500</u>	<u>402,700</u>	<u>446,600</u>			<u>33</u>	<u>230,000</u>	<u>267,000</u>	<u>296,600</u>	<u>334,200</u>	<u>359,900</u>	<u>388,500</u>	<u>433,700</u>	<u>468,800</u>	

新 旧 対 照 表 (第2条関係)

		<u>34</u>	<u>231,100</u>	<u>267,800</u>	<u>302,600</u>	<u>349,200</u>	<u>372,400</u>	<u>403,400</u>	<u>447,000</u>				<u>34</u>	<u>231,100</u>	<u>267,800</u>	<u>297,800</u>	<u>336,100</u>	<u>361,700</u>	<u>389,900</u>	<u>435,000</u>	<u>469,500</u>		
		<u>35</u>	<u>232,200</u>	<u>268,600</u>	<u>303,900</u>	<u>351,000</u>	<u>373,400</u>	<u>404,100</u>	<u>447,400</u>				<u>35</u>	<u>232,200</u>	<u>268,600</u>	<u>298,900</u>	<u>337,800</u>	<u>363,400</u>	<u>391,300</u>	<u>436,300</u>	<u>470,100</u>		
		<u>36</u>	<u>233,300</u>	<u>269,300</u>	<u>305,200</u>	<u>352,800</u>	<u>374,500</u>	<u>404,800</u>	<u>447,800</u>				<u>36</u>	<u>233,300</u>	<u>269,300</u>	<u>300,100</u>	<u>339,400</u>	<u>365,100</u>	<u>392,700</u>	<u>437,500</u>	<u>470,700</u>		
		<u>37</u>	<u>234,400</u>	<u>270,000</u>	<u>306,500</u>	<u>354,300</u>	<u>375,300</u>	<u>405,400</u>	<u>448,200</u>				<u>37</u>	<u>234,400</u>	<u>270,000</u>	<u>301,300</u>	<u>340,900</u>	<u>366,500</u>	<u>394,100</u>	<u>438,700</u>	<u>471,200</u>		
		<u>38</u>	<u>235,400</u>	<u>270,800</u>	<u>307,800</u>	<u>355,700</u>	<u>376,200</u>	<u>406,000</u>	<u>448,600</u>				<u>38</u>	<u>235,400</u>	<u>270,800</u>	<u>302,600</u>	<u>342,500</u>	<u>367,800</u>	<u>395,300</u>	<u>439,500</u>	<u>471,800</u>		
		<u>39</u>	<u>236,400</u>	<u>271,600</u>	<u>309,100</u>	<u>357,100</u>	<u>377,100</u>	<u>406,500</u>	<u>449,000</u>				<u>39</u>	<u>236,400</u>	<u>271,600</u>	<u>303,900</u>	<u>344,100</u>	<u>369,000</u>	<u>396,500</u>	<u>440,300</u>	<u>472,400</u>		
		<u>40</u>	<u>237,300</u>	<u>272,300</u>	<u>310,400</u>	<u>358,500</u>	<u>377,900</u>	<u>406,900</u>	<u>449,300</u>				<u>40</u>	<u>237,300</u>	<u>272,300</u>	<u>305,200</u>	<u>345,700</u>	<u>370,400</u>	<u>397,500</u>	<u>441,100</u>	<u>473,000</u>		
		<u>41</u>	<u>238,200</u>	<u>273,000</u>	<u>311,700</u>	<u>360,000</u>	<u>378,700</u>	<u>407,300</u>	<u>449,600</u>				<u>41</u>	<u>238,200</u>	<u>273,000</u>	<u>306,500</u>	<u>347,400</u>	<u>371,500</u>	<u>398,600</u>	<u>441,700</u>	<u>473,500</u>		
		<u>42</u>	<u>239,100</u>	<u>273,800</u>	<u>313,000</u>	<u>360,800</u>	<u>379,500</u>	<u>407,500</u>	<u>450,000</u>				<u>42</u>	<u>239,100</u>	<u>273,800</u>	<u>307,800</u>	<u>349,200</u>	<u>372,400</u>	<u>399,800</u>	<u>442,300</u>	<u>474,000</u>		
		<u>43</u>	<u>239,900</u>	<u>274,600</u>	<u>314,300</u>	<u>361,800</u>	<u>380,300</u>	<u>407,800</u>	<u>450,300</u>				<u>43</u>	<u>239,900</u>	<u>274,600</u>	<u>309,100</u>	<u>351,000</u>	<u>373,400</u>	<u>400,900</u>	<u>442,900</u>	<u>474,400</u>		
		<u>44</u>	<u>240,700</u>	<u>275,300</u>	<u>315,400</u>	<u>362,800</u>	<u>381,000</u>	<u>408,100</u>	<u>450,600</u>				<u>44</u>	<u>240,700</u>	<u>275,300</u>	<u>310,400</u>	<u>352,800</u>	<u>374,500</u>	<u>402,000</u>	<u>443,500</u>	<u>474,700</u>		
		<u>45</u>	<u>241,400</u>	<u>276,000</u>	<u>316,300</u>	<u>363,700</u>	<u>381,700</u>	<u>408,400</u>	<u>450,900</u>				<u>45</u>	<u>241,400</u>	<u>276,000</u>	<u>311,700</u>	<u>354,300</u>	<u>375,300</u>	<u>402,700</u>	<u>444,200</u>	<u>475,000</u>		
		<u>46</u>	<u>242,000</u>	<u>276,700</u>	<u>317,600</u>	<u>364,800</u>	<u>382,400</u>	<u>408,700</u>					<u>46</u>	<u>242,000</u>	<u>276,700</u>	<u>313,000</u>	<u>355,700</u>	<u>376,200</u>	<u>403,400</u>	<u>445,000</u>			
		<u>47</u>	<u>242,600</u>	<u>277,400</u>	<u>318,900</u>	<u>365,700</u>	<u>383,100</u>	<u>409,000</u>					<u>47</u>	<u>242,600</u>	<u>277,400</u>	<u>314,300</u>	<u>357,100</u>	<u>377,100</u>	<u>404,100</u>	<u>445,400</u>			
		<u>48</u>	<u>243,200</u>	<u>278,100</u>	<u>320,200</u>	<u>366,700</u>	<u>383,800</u>	<u>409,300</u>					<u>48</u>	<u>243,200</u>	<u>278,100</u>	<u>315,400</u>	<u>358,500</u>	<u>377,900</u>	<u>404,800</u>	<u>446,100</u>			
		<u>49</u>	<u>243,800</u>	<u>278,800</u>	<u>321,400</u>	<u>367,600</u>	<u>384,300</u>	<u>409,500</u>					<u>49</u>	<u>243,800</u>	<u>278,800</u>	<u>316,300</u>	<u>360,000</u>	<u>378,700</u>	<u>405,400</u>	<u>446,600</u>			
		<u>50</u>	<u>244,400</u>	<u>279,500</u>	<u>322,700</u>	<u>368,300</u>	<u>384,900</u>	<u>409,800</u>					<u>50</u>	<u>244,400</u>	<u>279,500</u>	<u>317,600</u>	<u>360,800</u>	<u>379,500</u>	<u>406,000</u>	<u>447,000</u>			
		<u>51</u>	<u>245,000</u>	<u>280,200</u>	<u>323,900</u>	<u>369,000</u>	<u>385,500</u>	<u>410,100</u>					<u>51</u>	<u>245,000</u>	<u>280,200</u>	<u>318,900</u>	<u>361,800</u>	<u>380,300</u>	<u>406,500</u>	<u>447,400</u>			
		<u>52</u>	<u>245,500</u>	<u>280,900</u>	<u>325,100</u>	<u>369,600</u>	<u>386,200</u>	<u>410,400</u>					<u>52</u>	<u>245,500</u>	<u>280,900</u>	<u>320,200</u>	<u>362,800</u>	<u>381,000</u>	<u>406,900</u>	<u>447,800</u>			
		<u>53</u>	<u>246,000</u>	<u>281,500</u>	<u>326,400</u>	<u>370,000</u>	<u>386,600</u>	<u>410,600</u>					<u>53</u>	<u>246,000</u>	<u>281,500</u>	<u>321,400</u>	<u>363,700</u>	<u>381,700</u>	<u>407,300</u>	<u>448,200</u>			
		<u>54</u>	<u>246,400</u>	<u>282,200</u>	<u>327,500</u>	<u>370,600</u>	<u>387,200</u>	<u>410,900</u>					<u>54</u>	<u>246,400</u>	<u>282,200</u>	<u>322,700</u>	<u>364,800</u>	<u>382,400</u>	<u>407,500</u>	<u>448,600</u>			
		<u>55</u>	<u>246,700</u>	<u>282,800</u>	<u>328,600</u>	<u>371,300</u>	<u>387,800</u>	<u>411,200</u>					<u>55</u>	<u>246,700</u>	<u>282,800</u>	<u>323,900</u>	<u>365,700</u>	<u>383,100</u>	<u>407,800</u>	<u>449,000</u>			
		<u>56</u>	<u>247,000</u>	<u>283,500</u>	<u>329,700</u>	<u>372,000</u>	<u>388,300</u>	<u>411,500</u>					<u>56</u>	<u>247,000</u>	<u>283,500</u>	<u>325,100</u>	<u>366,700</u>	<u>383,800</u>	<u>408,100</u>	<u>449,300</u>			
		<u>57</u>	<u>247,300</u>	<u>284,100</u>	<u>330,400</u>	<u>372,300</u>	<u>388,700</u>	<u>411,700</u>					<u>57</u>	<u>247,300</u>	<u>284,100</u>	<u>326,400</u>	<u>367,600</u>	<u>384,300</u>	<u>408,400</u>	<u>449,600</u>			
		<u>58</u>	<u>247,600</u>	<u>284,800</u>	<u>331,300</u>	<u>373,000</u>	<u>389,300</u>	<u>412,000</u>					<u>58</u>	<u>247,600</u>	<u>284,800</u>	<u>327,500</u>	<u>368,300</u>	<u>384,900</u>	<u>408,700</u>	<u>450,000</u>			
		<u>59</u>	<u>247,900</u>	<u>285,400</u>	<u>332,000</u>	<u>373,700</u>	<u>389,900</u>	<u>412,300</u>					<u>59</u>	<u>247,900</u>	<u>285,400</u>	<u>328,600</u>	<u>369,000</u>	<u>385,500</u>	<u>409,000</u>	<u>450,300</u>			
		<u>60</u>	<u>248,200</u>	<u>286,100</u>	<u>332,800</u>	<u>374,300</u>	<u>390,400</u>	<u>412,500</u>					<u>60</u>	<u>248,200</u>	<u>286,100</u>	<u>329,700</u>	<u>369,600</u>	<u>386,200</u>	<u>409,300</u>	<u>450,600</u>			
		<u>61</u>	<u>248,500</u>	<u>286,700</u>	<u>333,600</u>	<u>374,600</u>	<u>390,800</u>	<u>412,700</u>					<u>61</u>	<u>248,500</u>	<u>286,700</u>	<u>330,400</u>	<u>370,000</u>	<u>386,600</u>	<u>409,500</u>	<u>450,900</u>			
		<u>62</u>	<u>248,800</u>	<u>287,400</u>	<u>334,000</u>	<u>375,100</u>	<u>391,300</u>	<u>413,000</u>					<u>62</u>	<u>248,800</u>	<u>287,400</u>	<u>331,300</u>	<u>370,600</u>	<u>387,200</u>	<u>409,800</u>				
		<u>63</u>	<u>249,100</u>	<u>288,000</u>	<u>334,600</u>	<u>375,700</u>	<u>391,800</u>	<u>413,300</u>					<u>63</u>	<u>249,100</u>	<u>288,000</u>	<u>332,000</u>	<u>371,300</u>	<u>387,800</u>	<u>410,100</u>				
		<u>64</u>	<u>249,400</u>	<u>288,500</u>	<u>335,300</u>	<u>376,300</u>	<u>392,400</u>	<u>413,500</u>					<u>64</u>	<u>249,400</u>	<u>288,500</u>	<u>332,800</u>	<u>372,000</u>	<u>388,300</u>	<u>410,400</u>				
		<u>65</u>	<u>249,700</u>	<u>289,000</u>	<u>336,100</u>	<u>376,600</u>	<u>392,700</u>	<u>413,700</u>					<u>65</u>	<u>249,700</u>	<u>289,000</u>	<u>333,600</u>	<u>372,300</u>	<u>388,700</u>	<u>410,600</u>				

新 旧 対 照 表 (第2条関係)

		<u>66</u>	<u>250,000</u>	<u>289,600</u>	<u>336,800</u>	<u>377,200</u>	<u>393,100</u>	<u>414,000</u>					<u>66</u>	<u>250,000</u>	<u>289,600</u>	<u>334,000</u>	<u>373,000</u>	<u>389,300</u>	<u>410,900</u>				
		<u>67</u>	<u>250,300</u>	<u>290,100</u>	<u>337,500</u>	<u>377,900</u>	<u>393,500</u>	<u>414,300</u>					<u>67</u>	<u>250,300</u>	<u>290,100</u>	<u>334,600</u>	<u>373,700</u>	<u>389,900</u>	<u>411,200</u>				
		<u>68</u>	<u>250,600</u>	<u>290,700</u>	<u>338,100</u>	<u>378,500</u>	<u>393,900</u>	<u>414,500</u>					<u>68</u>	<u>250,600</u>	<u>290,700</u>	<u>335,300</u>	<u>374,300</u>	<u>390,400</u>	<u>411,500</u>				
		<u>69</u>	<u>250,900</u>	<u>291,200</u>	<u>338,600</u>	<u>378,900</u>	<u>394,200</u>	<u>414,700</u>					<u>69</u>	<u>250,900</u>	<u>291,200</u>	<u>336,100</u>	<u>374,600</u>	<u>390,800</u>	<u>411,700</u>				
		<u>70</u>	<u>251,200</u>	<u>291,700</u>	<u>339,200</u>	<u>379,400</u>	<u>394,500</u>	<u>415,000</u>					<u>70</u>	<u>251,200</u>	<u>291,700</u>	<u>336,800</u>	<u>375,100</u>	<u>391,300</u>	<u>412,000</u>				
		<u>71</u>	<u>251,500</u>	<u>292,300</u>	<u>339,700</u>	<u>380,000</u>	<u>394,800</u>	<u>415,300</u>					<u>71</u>	<u>251,500</u>	<u>292,300</u>	<u>337,500</u>	<u>375,700</u>	<u>391,800</u>	<u>412,300</u>				
		<u>72</u>	<u>251,800</u>	<u>292,900</u>	<u>340,300</u>	<u>380,500</u>	<u>395,000</u>	<u>415,500</u>					<u>72</u>	<u>251,800</u>	<u>292,900</u>	<u>338,100</u>	<u>376,300</u>	<u>392,400</u>	<u>412,500</u>				
		<u>73</u>	<u>252,100</u>	<u>293,400</u>	<u>340,600</u>	<u>381,000</u>	<u>395,200</u>	<u>415,700</u>					<u>73</u>	<u>252,100</u>	<u>293,400</u>	<u>338,600</u>	<u>376,600</u>	<u>392,700</u>	<u>412,700</u>				
		<u>74</u>	<u>252,400</u>	<u>293,900</u>	<u>341,100</u>	<u>381,600</u>	<u>395,500</u>						<u>74</u>	<u>252,400</u>	<u>293,900</u>	<u>339,200</u>	<u>377,200</u>	<u>393,100</u>	<u>413,000</u>				
		<u>75</u>	<u>252,700</u>	<u>294,300</u>	<u>341,500</u>	<u>382,100</u>	<u>395,800</u>						<u>75</u>	<u>252,700</u>	<u>294,300</u>	<u>339,700</u>	<u>377,900</u>	<u>393,500</u>	<u>413,300</u>				
		<u>76</u>	<u>253,000</u>	<u>294,600</u>	<u>341,900</u>	<u>382,400</u>	<u>396,000</u>						<u>76</u>	<u>253,000</u>	<u>294,600</u>	<u>340,300</u>	<u>378,500</u>	<u>393,900</u>	<u>413,500</u>				
		<u>77</u>	<u>253,300</u>	<u>294,800</u>	<u>342,300</u>	<u>382,800</u>	<u>396,200</u>						<u>77</u>	<u>253,300</u>	<u>294,800</u>	<u>340,600</u>	<u>378,900</u>	<u>394,200</u>	<u>413,700</u>				
		<u>78</u>	<u>253,600</u>	<u>295,100</u>	<u>342,800</u>	<u>383,300</u>	<u>396,500</u>						<u>78</u>	<u>253,600</u>	<u>295,100</u>	<u>341,100</u>	<u>379,400</u>	<u>394,500</u>	<u>414,000</u>				
		<u>79</u>	<u>253,900</u>	<u>295,300</u>	<u>343,300</u>	<u>383,700</u>	<u>396,800</u>						<u>79</u>	<u>253,900</u>	<u>295,300</u>	<u>341,500</u>	<u>380,000</u>	<u>394,800</u>	<u>414,300</u>				
		<u>80</u>	<u>254,200</u>	<u>295,600</u>	<u>343,800</u>	<u>384,100</u>	<u>397,000</u>						<u>80</u>	<u>254,200</u>	<u>295,600</u>	<u>341,900</u>	<u>380,500</u>	<u>395,000</u>	<u>414,500</u>				
		<u>81</u>	<u>254,500</u>	<u>295,800</u>	<u>344,100</u>	<u>384,500</u>	<u>397,200</u>						<u>81</u>	<u>254,500</u>	<u>295,800</u>	<u>342,300</u>	<u>381,000</u>	<u>395,200</u>	<u>414,700</u>				
		<u>82</u>	<u>254,800</u>	<u>296,000</u>	<u>344,500</u>	<u>385,000</u>	<u>397,500</u>						<u>82</u>	<u>254,800</u>	<u>296,000</u>	<u>342,800</u>	<u>381,600</u>	<u>395,500</u>	<u>415,000</u>				
		<u>83</u>	<u>255,100</u>	<u>296,300</u>	<u>344,900</u>	<u>385,400</u>	<u>397,800</u>						<u>83</u>	<u>255,100</u>	<u>296,300</u>	<u>343,300</u>	<u>382,100</u>	<u>395,800</u>	<u>415,300</u>				
		<u>84</u>	<u>255,400</u>	<u>296,500</u>	<u>345,300</u>	<u>385,800</u>	<u>398,000</u>						<u>84</u>	<u>255,400</u>	<u>296,500</u>	<u>343,800</u>	<u>382,400</u>	<u>396,000</u>	<u>415,500</u>				
		<u>85</u>	<u>255,700</u>	<u>296,800</u>	<u>345,600</u>	<u>386,100</u>	<u>398,200</u>						<u>85</u>	<u>255,700</u>	<u>296,800</u>	<u>344,100</u>	<u>382,800</u>	<u>396,200</u>	<u>415,700</u>				
		<u>86</u>	<u>256,000</u>	<u>297,100</u>	<u>346,000</u>								<u>86</u>	<u>256,000</u>	<u>297,100</u>	<u>344,500</u>	<u>383,300</u>	<u>396,500</u>					
		<u>87</u>	<u>256,300</u>	<u>297,400</u>	<u>346,400</u>								<u>87</u>	<u>256,300</u>	<u>297,400</u>	<u>344,900</u>	<u>383,700</u>	<u>396,800</u>					
		<u>88</u>	<u>256,600</u>	<u>297,700</u>	<u>346,800</u>								<u>88</u>	<u>256,600</u>	<u>297,700</u>	<u>345,300</u>	<u>384,100</u>	<u>397,000</u>					
		<u>89</u>	<u>256,900</u>	<u>298,000</u>	<u>347,000</u>								<u>89</u>	<u>256,900</u>	<u>298,000</u>	<u>345,600</u>	<u>384,500</u>	<u>397,200</u>					
		<u>90</u>	<u>257,200</u>	<u>298,300</u>	<u>347,400</u>								<u>90</u>	<u>257,200</u>	<u>298,300</u>	<u>346,000</u>	<u>385,000</u>	<u>397,500</u>					
		<u>91</u>	<u>257,500</u>	<u>298,600</u>	<u>347,800</u>								<u>91</u>	<u>257,500</u>	<u>298,600</u>	<u>346,400</u>	<u>385,400</u>	<u>397,800</u>					
		<u>92</u>	<u>257,800</u>	<u>299,000</u>	<u>348,200</u>								<u>92</u>	<u>257,800</u>	<u>299,000</u>	<u>346,800</u>	<u>385,800</u>	<u>398,000</u>					
		<u>93</u>	<u>258,100</u>	<u>299,200</u>	<u>348,400</u>								<u>93</u>	<u>258,100</u>	<u>299,200</u>	<u>347,000</u>	<u>386,100</u>	<u>398,200</u>					
		<u>94</u>		<u>299,400</u>	<u>348,800</u>								<u>94</u>		<u>299,400</u>	<u>347,400</u>							
		<u>95</u>		<u>299,700</u>	<u>349,200</u>								<u>95</u>		<u>299,700</u>	<u>347,800</u>							
		<u>96</u>		<u>300,100</u>	<u>349,500</u>								<u>96</u>		<u>300,100</u>	<u>348,200</u>							
		<u>97</u>		<u>300,300</u>	<u>349,800</u>								<u>97</u>		<u>300,300</u>	<u>348,400</u>							

新 旧 対 照 表 (第2条関係)

		<u>98</u>	<u>300,600</u>	<u>350,200</u>								<u>98</u>	<u>300,600</u>	<u>348,800</u>						
		<u>99</u>	<u>301,000</u>	<u>350,600</u>								<u>99</u>	<u>301,000</u>	<u>349,200</u>						
		<u>100</u>	<u>301,400</u>	<u>351,000</u>								<u>100</u>	<u>301,400</u>	<u>349,500</u>						
		<u>101</u>	<u>301,600</u>	<u>351,500</u>								<u>101</u>	<u>301,600</u>	<u>349,800</u>						
		<u>102</u>	<u>301,900</u>	<u>351,900</u>								<u>102</u>	<u>301,900</u>	<u>350,200</u>						
		<u>103</u>	<u>302,200</u>	<u>352,300</u>								<u>103</u>	<u>302,200</u>	<u>350,600</u>						
		<u>104</u>	<u>302,500</u>	<u>352,700</u>								<u>104</u>	<u>302,500</u>	<u>351,000</u>						
		<u>105</u>	<u>302,700</u>	<u>353,200</u>								<u>105</u>	<u>302,700</u>	<u>351,500</u>						
		<u>106</u>	<u>303,000</u>	<u>353,600</u>								<u>106</u>	<u>303,000</u>	<u>351,900</u>						
		<u>107</u>	<u>303,300</u>	<u>353,900</u>								<u>107</u>	<u>303,300</u>	<u>352,300</u>						
		<u>108</u>	<u>303,600</u>	<u>354,200</u>								<u>108</u>	<u>303,600</u>	<u>352,700</u>						
		<u>109</u>	<u>303,800</u>	<u>354,700</u>								<u>109</u>	<u>303,800</u>	<u>353,200</u>						
		<u>110</u>	<u>304,200</u>									<u>110</u>	<u>304,200</u>	<u>353,600</u>						
		<u>111</u>	<u>304,600</u>									<u>111</u>	<u>304,600</u>	<u>353,900</u>						
		<u>112</u>	<u>304,900</u>									<u>112</u>	<u>304,900</u>	<u>354,200</u>						
		<u>113</u>	<u>305,100</u>									<u>113</u>	<u>305,100</u>	<u>354,700</u>						
		<u>114</u>	<u>305,300</u>									<u>114</u>	<u>305,300</u>							
		<u>115</u>	<u>305,600</u>									<u>115</u>	<u>305,600</u>							
		<u>116</u>	<u>306,000</u>									<u>116</u>	<u>306,000</u>							
		<u>117</u>	<u>306,200</u>									<u>117</u>	<u>306,200</u>							
		<u>118</u>	<u>306,400</u>									<u>118</u>	<u>306,400</u>							
		<u>119</u>	<u>306,700</u>									<u>119</u>	<u>306,700</u>							
		<u>120</u>	<u>307,000</u>									<u>120</u>	<u>307,000</u>							
		<u>121</u>	<u>307,400</u>									<u>121</u>	<u>307,400</u>							
		<u>122</u>	<u>307,600</u>									<u>122</u>	<u>307,600</u>							
		<u>123</u>	<u>307,900</u>									<u>123</u>	<u>307,900</u>							
		<u>124</u>	<u>308,200</u>									<u>124</u>	<u>308,200</u>							
		<u>125</u>	<u>308,500</u>									<u>125</u>	<u>308,500</u>							
定 年			基本給	基本給	基本給	基本給	基本給	基本給	基本給	基本給		定 年		基本給	基本給	基本給	基本給	基本給	基本給	基本給
前 再			料月額	料月額	料月	料月	料月	料月	料月	料月		前 再		料月	料月	料月	料月	料月	料月	料月
任 用					額	額	額	額	額	額		任 用		額	額	額	額	額	額	額
短 時												短 時								

新 旧 対 照 表（第2条関係）

間 勤 務 職 員	円	円	円	円	円	円	円	円
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200
備 考	この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第 25 条に規定する職員を除く。							

別表第 2 （第 5 条関係）

等級別基準職務表

職務の級	職務
1級	係員の職務
2級	相当の知識又は経験を必要とする業務を行う係員の職務
3級	主任及び高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係員の職務
4級	係長及び主査の職務
5級	課長補佐及び専門員の職務
6級	専門監、指揮監、副署長、室長、消防署の課長、出張所長及び主幹の職務
7級	書記長、会計管理者、事務局の課長、事務局の統括専門監、消防本部の課長、隊長及び消防署長の職務
8級	事務局長、消防長、参事及び次長の職務

間 勤 務 職 員	円	円	円	円	円	円	円	円
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200
備 考	この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第 25 条に規定する職員を除く。							

別表第 2 （第 5 条関係）

等級別基準職務表

職務の級	職務
1級	係員の職務
2級	相当の知識又は経験を必要とする業務を行う係員の職務
3級	主任及び高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係員の職務
4級	係長及び主査の職務
5級	課長補佐_____の職務
6級	専門監、指揮監、副署長、室長、消防署の課長、出張所長及び主幹の職務
7級	書記長、会計管理者、事務局の課長、事務局の統括専門監、消防本部の課長、隊長及び消防署長の職務
8級	事務局長、消防長、参事及び次長の職務

議案第 4 号

尾三消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 2 6 日提出

尾三消防組合管理者 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、尾三消防組合職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、引用している条に変更が生じるため改正する必要があるからである。

尾三消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

尾三消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和４年条例第８号）の一部を次のように改正する。

附則第３条第７項中「第１１条から第１３条まで及び第１４条」を「第１１条及び第１２条」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

新 旧 対 照 表

尾三消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和４年条例第８号）の一部を改正する条例

新	旧
尾三消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 令和４年１２月２７日 条例第８号 附 則 第１条及び第２条 （略） 第３条 （略） ２～６ （略） ７ 尾三消防組合職員の給与に関する条例第６条、<u>第１１条及び第１２条</u> _____の規定は、暫定再任用職員には適用しない。	尾三消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 令和４年１２月２７日 条例第８号 附 則 第１条及び第２条 （略） 第３条 （略） ２～６ （略） ７ 尾三消防組合職員の給与に関する条例第６条、<u>第１１条から第１３条まで</u> <u>及び第１４条</u>の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

議案第 5 号

尾三消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 2 6 日提出

尾三消防組合管理者 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の施行に準じて、改正する必要があるからである。

尾三消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

尾三消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年
条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 （第 3 条関係）

1 行政職報酬表（一）

職務の級	1 級
号給	基準額
	円
1	183,500
2	184,600
3	185,800
4	186,900
5	188,000
6	189,700
7	191,300
8	192,900
9	194,500
10	196,200
11	197,800
12	199,400
13	201,000
14	202,700
15	204,400
16	206,100
17	207,400
18	209,000

19	210, 600
20	212, 100
21	213, 600
22	215, 200
23	216, 800
24	218, 400
25	220, 000
26	221, 700
27	223, 000
28	224, 300
29	225, 600
30	226, 700
31	227, 800
32	228, 900
33	230, 000
34	231, 100
35	232, 200
36	233, 300
37	234, 400
38	235, 400
39	236, 400
40	237, 300
41	238, 200
42	239, 100
43	239, 900
44	240, 700
45	241, 400
46	242, 000
47	242, 600

48	243, 200
49	243, 800
50	244, 400
51	245, 000
52	245, 500
53	246, 000
54	246, 400
55	246, 700
56	247, 000
57	247, 300
58	247, 600
59	247, 900
60	248, 200
61	248, 500
62	248, 800
63	249, 100
64	249, 400
65	249, 700
66	250, 000
67	250, 300
68	250, 600
69	250, 900
70	251, 200
71	251, 500
72	251, 800
73	252, 100
74	252, 400
75	252, 700
76	253, 000

77	253,300
78	253,600
79	253,900
80	254,200
81	254,500
82	254,800
83	255,100
84	255,400
85	255,700
86	256,000
87	256,300
88	256,600
89	256,900
90	257,200
91	257,500
92	257,800
93	258,100

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

新 旧 対 照 表

尾三消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第8号）の一部を改正する条例

新	旧																																																																																												
尾三消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 令和元年12月25日 条例第8号 別表第1（第3条関係） 1 行政職報酬表（一） <table> <tr> <th>職務の級</th><th>1 級</th></tr> <tr> <th>号給</th><th>基準額</th></tr> <tr> <td></td><td>円</td></tr> <tr><td>1</td><td>183,500</td></tr> <tr><td>2</td><td>184,600</td></tr> <tr><td>3</td><td>185,800</td></tr> <tr><td>4</td><td>186,900</td></tr> <tr><td>5</td><td>188,000</td></tr> <tr><td>6</td><td>189,700</td></tr> <tr><td>7</td><td>191,300</td></tr> <tr><td>8</td><td>192,900</td></tr> <tr><td>9</td><td>194,500</td></tr> <tr><td>10</td><td>196,200</td></tr> <tr><td>11</td><td>197,800</td></tr> <tr><td>12</td><td>199,400</td></tr> <tr><td>13</td><td>201,000</td></tr> <tr><td>14</td><td>202,700</td></tr> <tr><td>15</td><td>204,400</td></tr> <tr><td>16</td><td>206,100</td></tr> <tr><td>17</td><td>207,400</td></tr> <tr><td>18</td><td>209,000</td></tr> <tr><td>19</td><td>210,600</td></tr> <tr><td>20</td><td>212,100</td></tr> </table>	職務の級	1 級	号給	基準額		円	1	183,500	2	184,600	3	185,800	4	186,900	5	188,000	6	189,700	7	191,300	8	192,900	9	194,500	10	196,200	11	197,800	12	199,400	13	201,000	14	202,700	15	204,400	16	206,100	17	207,400	18	209,000	19	210,600	20	212,100	尾三消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 令和元年12月25日 条例第8号 別表第1（第3条関係） 1 行政職報酬表（一） <table> <tr> <th>職務の級</th><th>1 級</th></tr> <tr> <th>号給</th><th>基準額</th></tr> <tr> <td></td><td>円</td></tr> <tr><td>1</td><td>162,100</td></tr> <tr><td>2</td><td>163,200</td></tr> <tr><td>3</td><td>164,400</td></tr> <tr><td>4</td><td>165,500</td></tr> <tr><td>5</td><td>166,600</td></tr> <tr><td>6</td><td>167,700</td></tr> <tr><td>7</td><td>168,800</td></tr> <tr><td>8</td><td>169,900</td></tr> <tr><td>9</td><td>170,900</td></tr> <tr><td>10</td><td>172,300</td></tr> <tr><td>11</td><td>173,600</td></tr> <tr><td>12</td><td>174,900</td></tr> <tr><td>13</td><td>176,100</td></tr> <tr><td>14</td><td>177,600</td></tr> <tr><td>15</td><td>179,100</td></tr> <tr><td>16</td><td>180,700</td></tr> <tr><td>17</td><td>181,800</td></tr> <tr><td>18</td><td>183,200</td></tr> <tr><td>19</td><td>184,600</td></tr> <tr><td>20</td><td>186,000</td></tr> </table>	職務の級	1 級	号給	基準額		円	1	162,100	2	163,200	3	164,400	4	165,500	5	166,600	6	167,700	7	168,800	8	169,900	9	170,900	10	172,300	11	173,600	12	174,900	13	176,100	14	177,600	15	179,100	16	180,700	17	181,800	18	183,200	19	184,600	20	186,000
職務の級	1 級																																																																																												
号給	基準額																																																																																												
	円																																																																																												
1	183,500																																																																																												
2	184,600																																																																																												
3	185,800																																																																																												
4	186,900																																																																																												
5	188,000																																																																																												
6	189,700																																																																																												
7	191,300																																																																																												
8	192,900																																																																																												
9	194,500																																																																																												
10	196,200																																																																																												
11	197,800																																																																																												
12	199,400																																																																																												
13	201,000																																																																																												
14	202,700																																																																																												
15	204,400																																																																																												
16	206,100																																																																																												
17	207,400																																																																																												
18	209,000																																																																																												
19	210,600																																																																																												
20	212,100																																																																																												
職務の級	1 級																																																																																												
号給	基準額																																																																																												
	円																																																																																												
1	162,100																																																																																												
2	163,200																																																																																												
3	164,400																																																																																												
4	165,500																																																																																												
5	166,600																																																																																												
6	167,700																																																																																												
7	168,800																																																																																												
8	169,900																																																																																												
9	170,900																																																																																												
10	172,300																																																																																												
11	173,600																																																																																												
12	174,900																																																																																												
13	176,100																																																																																												
14	177,600																																																																																												
15	179,100																																																																																												
16	180,700																																																																																												
17	181,800																																																																																												
18	183,200																																																																																												
19	184,600																																																																																												
20	186,000																																																																																												

新 旧 对 照 表

<u>21</u>	<u>213,600</u>
<u>22</u>	<u>215,200</u>
<u>23</u>	<u>216,800</u>
<u>24</u>	<u>218,400</u>
<u>25</u>	<u>220,000</u>
<u>26</u>	<u>221,700</u>
<u>27</u>	<u>223,000</u>
<u>28</u>	<u>224,300</u>
<u>29</u>	<u>225,600</u>
<u>30</u>	<u>226,700</u>
<u>31</u>	<u>227,800</u>
<u>32</u>	<u>228,900</u>
<u>33</u>	<u>230,000</u>
<u>34</u>	<u>231,100</u>
<u>35</u>	<u>232,200</u>
<u>36</u>	<u>233,300</u>
<u>37</u>	<u>234,400</u>
<u>38</u>	<u>235,400</u>
<u>39</u>	<u>236,400</u>
<u>40</u>	<u>237,300</u>
<u>41</u>	<u>238,200</u>
<u>42</u>	<u>239,100</u>
<u>43</u>	<u>239,900</u>
<u>44</u>	<u>240,700</u>
<u>45</u>	<u>241,400</u>
<u>46</u>	<u>242,000</u>
<u>47</u>	<u>242,600</u>
<u>48</u>	<u>243,200</u>
<u>49</u>	<u>243,800</u>
<u>50</u>	<u>244,400</u>
<u>51</u>	<u>245,000</u>

<u>21</u>	<u>187,300</u>
<u>22</u>	<u>189,600</u>
<u>23</u>	<u>191,800</u>
<u>24</u>	<u>194,000</u>
<u>25</u>	<u>196,200</u>
<u>26</u>	<u>197,900</u>
<u>27</u>	<u>199,400</u>
<u>28</u>	<u>200,900</u>
<u>29</u>	<u>202,400</u>
<u>30</u>	<u>203,800</u>
<u>31</u>	<u>205,200</u>
<u>32</u>	<u>206,600</u>
<u>33</u>	<u>208,000</u>
<u>34</u>	<u>209,300</u>
<u>35</u>	<u>210,600</u>
<u>36</u>	<u>211,900</u>
<u>37</u>	<u>213,200</u>
<u>38</u>	<u>214,400</u>
<u>39</u>	<u>215,600</u>
<u>40</u>	<u>216,700</u>
<u>41</u>	<u>217,800</u>
<u>42</u>	<u>218,900</u>
<u>43</u>	<u>219,900</u>
<u>44</u>	<u>220,900</u>
<u>45</u>	<u>221,800</u>
<u>46</u>	<u>222,700</u>
<u>47</u>	<u>223,600</u>
<u>48</u>	<u>224,500</u>
<u>49</u>	<u>225,400</u>
<u>50</u>	<u>226,300</u>
<u>51</u>	<u>227,200</u>

新 旧 对 照 表

<u>52</u>	<u>245,500</u>
<u>53</u>	<u>246,000</u>
<u>54</u>	<u>246,400</u>
<u>55</u>	<u>246,700</u>
<u>56</u>	<u>247,000</u>
<u>57</u>	<u>247,300</u>
<u>58</u>	<u>247,600</u>
<u>59</u>	<u>247,900</u>
<u>60</u>	<u>248,200</u>
<u>61</u>	<u>248,500</u>
<u>62</u>	<u>248,800</u>
<u>63</u>	<u>249,100</u>
<u>64</u>	<u>249,400</u>
<u>65</u>	<u>249,700</u>
<u>66</u>	<u>250,000</u>
<u>67</u>	<u>250,300</u>
<u>68</u>	<u>250,600</u>
<u>69</u>	<u>250,900</u>
<u>70</u>	<u>251,200</u>
<u>71</u>	<u>251,500</u>
<u>72</u>	<u>251,800</u>
<u>73</u>	<u>252,100</u>
<u>74</u>	<u>252,400</u>
<u>75</u>	<u>252,700</u>
<u>76</u>	<u>253,000</u>
<u>77</u>	<u>253,300</u>
<u>78</u>	<u>253,600</u>
<u>79</u>	<u>253,900</u>
<u>80</u>	<u>254,200</u>
<u>81</u>	<u>254,500</u>
<u>82</u>	<u>254,800</u>

<u>52</u>	<u>228,100</u>
<u>53</u>	<u>228,900</u>
<u>54</u>	<u>229,800</u>
<u>55</u>	<u>230,700</u>
<u>56</u>	<u>231,500</u>
<u>57</u>	<u>231,800</u>
<u>58</u>	<u>232,600</u>
<u>59</u>	<u>233,300</u>
<u>60</u>	<u>233,900</u>
<u>61</u>	<u>234,500</u>
<u>62</u>	<u>235,200</u>
<u>63</u>	<u>235,800</u>
<u>64</u>	<u>236,300</u>
<u>65</u>	<u>236,800</u>
<u>66</u>	<u>237,300</u>
<u>67</u>	<u>237,800</u>
<u>68</u>	<u>238,400</u>
<u>69</u>	<u>238,900</u>
<u>70</u>	<u>239,400</u>
<u>71</u>	<u>239,900</u>
<u>72</u>	<u>240,400</u>
<u>73</u>	<u>240,900</u>
<u>74</u>	<u>241,400</u>
<u>75</u>	<u>241,800</u>
<u>76</u>	<u>242,300</u>
<u>77</u>	<u>242,800</u>
<u>78</u>	<u>243,300</u>
<u>79</u>	<u>243,800</u>
<u>80</u>	<u>244,300</u>
<u>81</u>	<u>244,700</u>
<u>82</u>	<u>245,200</u>

新 旧 对 照 表

<u>83</u>	<u>255,100</u>	<u>83</u>	<u>245,600</u>
<u>84</u>	<u>255,400</u>	<u>84</u>	<u>246,000</u>
<u>85</u>	<u>255,700</u>	<u>85</u>	<u>246,400</u>
<u>86</u>	<u>256,000</u>	<u>86</u>	<u>246,800</u>
<u>87</u>	<u>256,300</u>	<u>87</u>	<u>247,200</u>
<u>88</u>	<u>256,600</u>	<u>88</u>	<u>247,600</u>
<u>89</u>	<u>256,900</u>	<u>89</u>	<u>248,000</u>
<u>90</u>	<u>257,200</u>	<u>90</u>	<u>248,500</u>
<u>91</u>	<u>257,500</u>	<u>91</u>	<u>248,800</u>
<u>92</u>	<u>257,800</u>	<u>92</u>	<u>249,100</u>
<u>93</u>	<u>258,100</u>	<u>93</u>	<u>249,400</u>

000

一般会計補正予算書

(第 3 号)

尾三消防組合

議案第 6 号

令和 6 年度尾三消防組合一般会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度尾三消防組合の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 33,770 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,856,273 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 7 年 3 月 26 日提出

尾三消防組合管理者 小 浮 正 典

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 使用料及び手数料		4,144	△242	3,902
	2. 手数料	4,140	△242	3,898
3. 国庫支出金		55,855	61,342	117,197
	1. 国庫補助金	49,174	61,342	110,516
5. 財産収入		4,428	19	4,447
	1. 財産運用収入	3,128	19	3,147
7. 繰入金		1	50,114	50,115
	1. 繰入金	1	50,114	50,115
9. 諸収入		51,881	3,937	55,818
	1. 諸収入	51,881	3,937	55,818
10. 地方債		633,100	△81,400	551,700
	1. 地方債	633,100	△81,400	551,700
歳入合計		4,822,503	33,770	4,856,273

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総務費		3,493,888	62,984	3,556,872
	1. 総務管理費	3,493,717	62,984	3,556,701
3. 消防費		1,194,002	△16,849	1,177,153
	1. 消防費	1,194,002	△16,849	1,177,153
4. 公債費		128,788	△12,365	116,423
	1. 公債費	128,788	△12,365	116,423
歳出合計		4,822,503	33,770	4,856,273

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
3. 消防費	1. 消防費	車両整備事業	184,545
3. 消防費	3. 指令費	指令システム施工監理委託	4,730
3. 消防費	3. 指令費	指令システム部分更新事業	490,478

第3表 地方債補正

変 更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
車両整備事業	236, 100	証書借入 又は 証券発行	4. 0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府・県・その他の金融機関については、その融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。
指令システム 部分更新事業	397, 000			
起債の目的	補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
車両整備事業	224, 700	証書借入 又は 証券発行	4. 0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府・県・その他の金融機関については、その融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。
指令システム 部分更新事業	327, 000			

000

一般会計補正予算説明書

(第 3 号)

尾三消防組合

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2. 使用料及び手数料	4, 144	△242	3, 902
3. 国庫支出金	55, 855	61, 342	117, 197
5. 財産収入	4, 428	19	4, 447
7. 繰入金	1	50, 114	50, 115
9. 諸収入	51, 881	3, 937	55, 818
10. 地方債	633, 100	△81, 400	551, 700
歳入合計	4, 822, 503	33, 770	4, 856, 273

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2. 総務費	3, 493, 888	62, 984	3, 556, 872
3. 消防費	1, 194, 002	△16, 849	1, 177, 153
4. 公債費	128, 788	△12, 365	116, 423
歳出合計	4, 822, 503	33, 770	4, 856, 273

(単位：千円)

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
0	0	0	62,984
61,342	△81,400	0	3,209
0	0	0	△12,365
61,342	△81,400	0	53,828

2. 歳 入

(款) 2 使用料及び手数料 (項) 2 手数料

目	補正前の額	補 正 額	計
1 手数料	4,140	△242	3,898
計	4,140	△242	3,898

(款) 3 国庫支出金 (項) 1 国庫補助金

2 消防防災施設整備費補助金	0	61,342	61,342
計	49,174	61,342	110,516

(款) 5 財産収入 (項) 1 財産運用収入

2 利子及び配当金	268	19	287
計	3,128	19	3,147

(款) 7 繰入金 (項) 1 繰入金

1 繰入金	1	50,114	50,115
計	1	50,114	50,115

(款) 9 諸収入 (項) 1 諸収入

1 諸収入	51,881	3,937	55,818
計	51,881	3,937	55,818

(款) 10 地方債 (項) 1 地方債

1 地方債	633,100	△81,400	551,700
計	633,100	△81,400	551,700

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 手数料	△242	消防関係申請手数料 △242

1 消防防災施設整備 費補助金	61,342	消防防災施設整備費補助金 61,342

1 利子及び配当金	19	財政調整基金運用利子 19

1 繰入金	50,114	財政調整基金繰入金 50,114

1 雑収入	3,937	派遣職員（出向）人件費 1,741 消防広域応援交付金 2,107 職員負担分公舎使用料 89

1 地方債	△81,400	車両整備事業 △11,400 指令システム部分更新事業 △70,000

3. 歳 出

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	38,380	△1,433	36,947				△1,433
2 人事管理費	3,185,760	67,851	3,253,611				67,851

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
10 需用費	△15	消耗品費	△15
11 役務費	△61	クリーニング代	△8
		保険料	△3
		通信運搬費	△50
12 委託料	△444	パソコン設定委託料	△444
13 使用料及び賃借料	△913	システム借上料	△610
		パソコン借上料	△268
		道路通行料	△35
1 報酬	907	会計年度任用職員報酬	907
2 給料	30,461	職員給料	33,961
		暫定再任用職員給料	△3,500
3 職員手当等	18,880	管理職手当	△300
		扶養手当	△3,000
		地域手当	3,004
		住居手当	△1,000
		通勤手当	454
		特殊勤務手当	1,160
		休日勤務手当	△5,000
		夜間勤務手当	△1,500
		期末勤勉手当	22,624
		児童手当	3,426
		暫定再任用職員地域手当	△350
		暫定再任用職員通勤手当	△200
		暫定再任用職員期末勤勉手当	△700
		会計年度任用職員期末勤勉手当	262
4 共済費	21,341	共済組合負担金	17,231
		共済組合追加費用負担金	△1,030
		退職手当組合負担金	5,704
		地方公務員災害補償基金負担金	△40
		厚生年金保険料	△500
		子ども・子育て拠出金	△24
7 報償費	△40	心の健康相談事業謝礼金	△40

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(人事管理費)							
4 財産管理費	269,379	△3,434	265,945				△3,434
計	3,493,717	62,984	3,556,701				62,984

(款) 3 消防費 (項) 1 消防費

1 消防費	560,911	△4,746	556,165		△11,400		6,654
-------	---------	--------	---------	--	---------	--	-------

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
8 旅費	△1,230	一般旅費 △200 総務省派遣旅費 △140 消防大学校研修旅費 △680 消防学校研修旅費 △120 教養視察研修旅費 △20 受託研修旅費 △70
12 委託料	△440	職員健康診断等委託料 △250 職員研修委託料 △190
18 負担金、補助及び交付金	△2,028	派遣職員（受入）負担金 △560 職員共助会補助金 △10 消防大学校研修負担金 △1,300 各種資格取得補助金 △150 危険物取扱者保安講習受講料 △8
10 需用費	△1,200	光熱水費 △1,200
12 委託料	△591	公会計財務書類作成業務委託料 △41 PCB廃棄物収集運搬・処分業務委託料 △550
14 工事請負費	△2,420	本部自家給地下貯蔵タンクの流出事故防止対策工事 △2,420
24 積立金	777	財政調整基金積立金・利子積立金 21 消防施設整備等基金積立金・利子積立金 756

8 旅費	△239	一般旅費 △239
10 需用費	△742	印刷製本費 △70 応急手当普及啓発用資材費 △222 街の救命ステーション資材費 △14 感染対策用資材費 △436
11 役務費	△22	クリーニング代 △18 各種手数料 △4
12 委託料	△254	線量計等保守点検委託料 △61

(款) 3 消防費 (項) 1 消防費

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(消防費)							
2 予防費	7,199	△293	6,906				△293
3 指令費	559,846	△6,041	553,805	61,342	△70,000		2,617
4 特別消防隊 費	6,505	△91	6,414				△91

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		ガス検知器点検委託料 △48 病院実習委託料 △137 空気ボンベ充填設備保守点検委託料 △8
13 使用料及び賃借料	△22	駐車場使用料 △22
17 備品購入費	△3,283	車両整備事業 △2,881 応急手当普及啓発用備品整備事業 △89 救急用資機材整備事業 △313
18 負担金、補助及び交付金	△184	尾張東部地区メディカルコントロール協議会負担金 △22 日本救急医学会中部地方会負担金 △7 消防救助研修負担金 △155
7 報償費	△22	防火作品表彰費 △22
8 旅費	△48	一般旅費 △48
11 役務費	△123	保険料 △36 通信運搬費 △87
18 負担金、補助及び交付金	△100	危険物安全協会補助金 △100
10 需用費	△32	消耗品費 △32
11 役務費	△159	AVM用回線利用料 △159
12 委託料	△2,947	指令システム住所プログラム変更委託料 △2,782 無線機移設作業委託料 △165
13 使用料及び賃借料	△1,000	電話交換機借上料 △1,000
14 工事請負費	△620	指令放送設備更新事業 △620
17 備品購入費	△1,283	指令備品 △1,283
8 旅費	△11	一般旅費 △11
10 需用費	△47	職員被服費 △3 救助技術訓練用資材費 △44

(款) 3 消防費 (項) 1 消防費

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(特別消防隊費)							
5 日進消防署費	9,044	△700	8,344				△700
7 みよし消防署費	7,920	△342	7,578				△342
8 南出張所費	3,494	△419	3,075				△419
9 東郷消防署費	6,984	△700	6,284				△700
10 豊明消防署費	13,344	△1,150	12,194				△1,150
11 南部出張所費	3,329	△480	2,849				△480
12 長久手消防署費	11,542	△1,887	9,655				△1,887
計	1,194,002	△16,849	1,177,153	61,342	△81,400		3,209

(款) 4 公債費 (項) 1 公債費

1 元金	126,520	△11,000	115,520				△11,000
2 利子	2,268	△1,365	903				△1,365
計	128,788	△12,365	116,423				△12,365

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
11 役務費	△28	携帯電話料 △21 ボンベ充填手数料 △7
13 使用料及び賃借料	△2	駐車場使用料 △2
17 備品購入費	△3	備品購入費 △3
10 需用費	△700	光熱水費 △700
10 需用費	△342	光熱水費 △342
10 需用費	△419	光熱水費 △419
10 需用費	△700	光熱水費 △700
10 需用費	△1, 150	光熱水費 △1, 150
10 需用費	△480	光熱水費 △400 燃料費 △80
10 需用費	△1, 850	光熱水費 △1, 350 燃料費 △500
12 委託料	△37	車両特殊装置点検委託料 △37

22 償還金、利子及び割引料	△11, 000	長期債元金 △11, 000
22 償還金、利子及び割引料	△1, 365	長期債利子 △1, 365

令和 7 年 度
oooooooooooooooooooooooooooo

一 般 会 計 予 算 書

尾三消防組合

議案第 7 号

令和 7 年度尾三消防組合一般会計予算

令和 7 年度尾三消防組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4, 2 9 4, 0 7 5 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法第 2 1 2 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表 継続費」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(歳出予算の流用)

第 4 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和 7 年 3 月 2 6 日提出

尾三消防組合管理者 小 浮 正 典

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 分担金及び負担金		4, 100, 559
	1. 分担金	4, 100, 559
2. 使用料及び手数料		4, 105
	1. 使用料	342
	2. 手数料	3, 763
3. 国庫支出金		17, 114
	1. 国庫補助金	17, 113
	2. 国庫負担金	1
4. 県支出金		1, 248
	1. 県交付金	1, 248
5. 財産収入		7, 914
	1. 財産運用収入	557
	2. 財産売却収入	7, 357
6. 寄附金		1
	1. 寄附金	1
7. 繰入金		1
	1. 繰入金	1
8. 繰越金		20, 000
	1. 繰越金	20, 000
9. 諸収入		55, 733
	1. 諸収入	55, 733

(単位：千円)

款	項	金 額
10. 地方債		87,400
	1. 地方債	87,400
歳入合計		4,294,075

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 議会費		825
	1. 議会費	825
2. 総務費		3,657,964
	1. 総務管理費	3,657,802
	2. 監査委員費	162
3. 消防費		416,170
	1. 消防費	416,170
4. 公債費		214,116
	1. 公債費	214,116
5. 予備費		5,000
	1. 予備費	5,000
歳出合計		4,294,075

第2表 継続費

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	尾三消防組合本部 新庁舎設計業務委託	183,271	7	4,191
				8	41,030
				9	138,050

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
車両整備事業	87,400	証書借入 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府・県・その他の金融機関については、その融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。

令和 7 年 度
.....

一 般 会 計 予 算 説 明 書

尾三消防組合

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1. 分担金及び負担金	4, 100, 559	4, 001, 194	99, 365
2. 使用料及び手数料	4, 105	4, 144	△39
3. 国庫支出金	17, 114	52, 397	△35, 283
4. 県支出金	1, 248	1, 272	△24
5. 財産収入	7, 914	4, 428	3, 486
6. 寄附金	1	1	0
7. 繰入金	1	1	0
8. 繰越金	20, 000	20, 000	0
9. 諸収入	55, 733	53, 211	2, 522
10. 地方債	87, 400	633, 100	△545, 700
歳入合計	4, 294, 075	4, 769, 748	△475, 673

歳 出

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1. 議会費	825	825	0
2. 総務費	3, 657, 964	3, 443, 773	214, 191
3. 消防費	416, 170	1, 191, 362	△775, 192
4. 公債費	214, 116	128, 788	85, 328
5. 予備費	5, 000	5, 000	0
歳出合計	4, 294, 075	4, 769, 748	△475, 673

(単位：千円)

本年度予算額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
0	0	0	825
0	0	3,229	3,654,735
18,362	87,400	2,720	307,688
0	0	0	214,116
0	0	0	5,000
18,362	87,400	5,949	4,182,364

2. 歳 入

(款) 1 分担金及び負担金 (項) 1 分担金

目	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 分担金	4,100,559	4,001,194	99,365
計	4,100,559	4,001,194	99,365

(款) 2 使用料及び手数料 (項) 1 使用料

1 使用料	342	4	338
計	342	4	338

(款) 2 使用料及び手数料 (項) 2 手数料

1 手数料	3,763	4,140	△377
計	3,763	4,140	△377

(款) 3 国庫支出金 (項) 1 国庫補助金

1 緊急消防援助隊設備整備費補助金	17,113	52,396	△35,283
計	17,113	52,396	△35,283

(款) 3 国庫支出金 (項) 2 国庫負担金

1 緊急消防援助隊活動費負担金	1	1	0
計	1	1	0

(款) 4 県支出金 (項) 1 県交付金

1 消防交付金	1,248	1,272	△24
計	1,248	1,272	△24

(款) 5 財産収入 (項) 1 財産運用収入

1 財産貸付収入	0	2,860	△2,860
----------	---	-------	--------

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 分担金	4,100,559	各市町分担金 4,100,559 日進市 24.6522% 1,010,878千円 豊明市 21.1592% 867,646千円 みよし市 20.3636% 835,021千円 長久手市 18.1010% 742,242千円 東郷町 15.7240% 644,772千円

1 使用料	342	行政財産目的外使用料 342

1 手数料	3,763	消防関係申請手数料 3,763

1 緊急消防援助隊設備整備費補助金	17,113	緊急消防援助隊設備整備費補助金 17,113

1 緊急消防援助隊活動費負担金	1	緊急消防援助隊活動費負担金 1

1 消防交付金	1,248	石油貯蔵施設立地対策等交付金 1,248

		廃目
--	--	----

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 利子及び配当金	557	財政調整基金運用利子 1 消防施設整備等基金運用利子 556

1 物品売払収入	7,357	物品売払収入 7,357

1 寄附金	1	寄附金 1

1 繰入金	1	財政調整基金繰入金 1

1 繰越金	20,000	前年度繰越金 20,000

1 雑収入	55,733	派遣職員（出向）人件費 50,905 高速自動車国道救急業務に関する支弁金 1,828 生命保険等事務費 1,268 自動販売機光熱水費 293 写しの交付に要する費用 1 雑入 1 ふるさと納税返礼品代金 468 預金利子 1 職員負担分雇用保険料 151 救急車同乗実習生受入金 424 メンタルヘルス関連講座助成金 54
-------	--------	---

(款) 9 諸収入 (項) 1 諸収入

目	本年度予算額	前年度予算額	比較
(諸収入)			
計	55,733	53,211	2,522

(款) 10 地方債 (項) 1 地方債

1 地方債	87,400	633,100	△545,700
計	87,400	633,100	△545,700

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		職員負担分公舎使用料 339

1 地方債	87,400	車両整備事業 87,400

3. 歳 出

(款) 1 議会費 (項) 1 議会費

目	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 議会費	825	825	0				825
計	825	825	0				825

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費

1 一般管理費	45,704	38,380	7,324				45,704
---------	--------	--------	-------	--	--	--	--------

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 報酬	675	議会議員報酬 675
9 交際費	150	議長交際費 150

1 報酬	437	管理者 75 副管理者 240 情報公開・個人情報保護審査会委員 122
5 災害補償費	1	会計年度任用職員公務災害補償費 1
7 報償費	100	表彰費 100
9 交際費	150	管理者交際費 150
10 需用費	5,870	消耗品費 3,390 印刷製本費 658 例規集データベース更新費用 1,822
11 役務費	655	クリーニング代 10 保険料 6 通信運搬費 332 インターネット利用料 307
12 委託料	11,201	システム保守委託料 8,372 弁護士顧問委託料 660 ホームページ保守委託料 225 パソコン設定委託料 1,573 採用試験委託料 371
13 使用料及び賃借料	27,289	複合機使用料 847 放送受信料 279 システム借上料 15,329 パソコン借上料 6,769 例規集システム使用料 1,188 駐車場使用料 6 道路通行料 200 複合機借上料 337

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費

目	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(一般管理費)							
2 人事管理費	3,357,925	3,185,760	172,165			2,936	3,354,989

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		ホームページサーバ使用料	63
		公舎使用料	1,698
		パソコンソフト等使用料	573
21 補償、補填及び賠償金	1	補償、補填及び賠償金	1
1 報酬	5,122	会計年度任用職員報酬	5,122
2 給料	1,383,452	職員給料	1,370,348
		再任用職員給料	13,104
3 職員手当等	1,165,358	管理職手当	42,142
		管理職員特別勤務手当	3,002
		扶養手当	65,112
		地域手当	147,761
		住居手当	22,443
		通勤手当	25,349
		特殊勤務手当	12,733
		時間外勤務手当	100,464
		休日勤務手当	35,230
		夜間勤務手当	26,270
		期末勤勉手当	625,580
		児童手当	51,775
		再任用職員地域手当	1,311
		再任用職員通勤手当	450
		再任用職員期末勤勉手当	2,883
		会計年度任用職員期末勤勉手当	1,965
		単身赴任手当	552
		再任用職員住居手当	336
4 共済費	718,078	共済組合負担金	473,839
		共済組合追加費用負担金	19,846
		退職手当組合負担金	215,513
		地方公務員災害補償基金負担金	5,990
		労災保険料	22
		雇用保険料	391
		厚生年金保険料	2,316
		特定健康診査負担金	52
		子ども・子育て拠出金	109
7 報償費	154	心の健康相談事業謝礼金	100

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費

目	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(人事管理費)							
3 会計管理費	120	198	△78				120
4 財産管理費	254,053	219,264	34,789			293	253,760

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		惨事ストレス講師謝礼金	54
8 旅費	4,999	一般旅費	414
		総務省派遣旅費	404
		消防大学校研修旅費	854
		消防学校研修旅費	2,815
		教養視察研修旅費	100
		受託研修旅費	278
		普通旅費及び費用弁償	134
12 委託料	12,257	公平委員会事務委託料	103
		職員健康診断等委託料	7,738
		B型肝炎等予防接種委託料	1,627
		産業医委託料	1,056
		職員研修委託料	1,080
		昇任試験委託料	653
18 負担金、補助及び交付金	68,505	派遣職員（受入）負担金	59,097
		職員共助会補助金	2,847
		消防大学校研修負担金	1,720
		消防学校研修負担金	2,890
		各種資格取得補助金	1,640
		消防車両（大型）研修負担金	283
		個人情報保護法改正対応講座負担金	6
		危険物取扱者保安講習受講料	22
10 需用費	65	印刷製本費	65
11 役務費	55	現金輸送保険料	10
		残高証明書発行手数料	22
		振込関係手数料	23
10 需用費	17,344	消耗品費	1,252
		光熱水費	9,092
		修繕料	7,000
11 役務費	1,537	ごみ搬入利用料	200
		ダイヤルイン電話料	353
		庁舎火災保険料	837
		収入印紙代	1
		各種手数料	70

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費

目	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(財産管理費)							
計	3,657,802	3,443,602	214,200			3,229	3,654,573

(款) 2 総務費 (項) 2 監査委員費

1 監査委員費	162	171	△9				162
計	162	171	△9				162

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		家電リサイクル料	37
		浄化槽法定検査料	39
12 委託料	65,168	庁舎美化委託料	3,001
		消防用設備点検委託料	704
		自家用電気工作物保安管理委託料	2,574
		非常用自家発電設備保守委託料	493
		自家用給油取扱所地下タンク検査委託料	108
		浄化槽維持管理委託料	833
		庁舎清掃委託料	1,804
		ごみ処分委託料	1,366
		植木管理委託料	329
		剪定業務委託料	598
		公会計財務書類作成業務委託料	550
		空調設備等保守点検委託料	4,516
		エレベータ保守点検委託料	225
		雨水ろ過装置管理委託料	55
		エネルギーサービスプロバイダー業務委託料	634
		個別施設計画工事設計委託料	26,840
		長寿命化調査・基本設計業務委託料	12,100
		本部建替え関係業務委託料	8,438
13 使用料及び賃借料	9,961	寝具借上料	6,823
		清掃用品借上料	399
		土地借上料	2,739
16 公有財産購入費	90,442	用地取得費	90,442
17 備品購入費	600	一般備品	600
24 積立金	69,001	財政調整基金積立金・利子積立金	1
		消防施設整備等基金積立金・利子積立金	69,000

1 報酬	162	監査委員報酬	162

(款) 3 消防費 (項) 1 消防費

目	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 消防費	289, 239	558, 271	△269, 032	18, 362	87, 400	2, 252	181, 225

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
7 報償費	27	救急講師謝礼金	27
8 旅費	1,680	一般旅費	1,680
10 需用費	59,826	消耗品費	116
		燃料費	5,360
		印刷製本費	375
		修繕料	8,000
		職員被服費	18,669
		救急業務用資材費	16,732
		応急手当普及啓発用資材費	1,258
		非常用食糧整備事業費	551
		街の救命ステーション資材費	39
		消防・救助業務用資材費	7,223
		感染対策用資材費	1,386
		救護支援ボランティア資材費	117
11 役務費	10,698	携帯電話料	36
		クリーニング代	66
		各種保険料	824
		車両点検手数料	6,209
		任意自動車保険料	2,649
		自賠責保険料	338
		車両登録・抹消手数料	420
		救急救命士関係手数料	83
		各種手数料	73
12 委託料	15,832	潜水器具機能点検委託料	75
		線量計等保守点検委託料	794
		ガス検知器点検委託料	296
		はしご車機能点検委託料	1,694
		医療廃棄物処理委託料	500
		患者監視装置保守点検委託料	418
		人工呼吸器等保守点検委託料	395
		救急業務支援委託料	3,406
		自動心臓マッサージシステム保守点検委託料	880
		病院実習委託料	6,227
		空気ボンベ充填設備保守点検委託料	660
		絶縁用保護具点検委託料	264
		重機オペレーター研修委託料	222
		災害時活動支援委託料	1

(款) 3 消防費 (項) 1 消防費

目	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(消防費)							
2 予防費	8,073	7,199	874			468	7,605

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
13 使用料及び賃借料	53	駐車場使用料	53
15 原材料費	433	消防・救助訓練用材料費	433
17 備品購入費	189,560	救助用資機材整備事業	6,259
		消防用資機材整備事業	3,773
		車両整備事業	174,108
		応急手当普及啓発用備品整備事業	796
		救急用資機材整備事業	4,624
18 負担金、補助及び交付金	8,872	救急救命士養成負担金	6,186
		救急救命士再教育負担金	581
		尾張東部地区メディカルコントロール協議会負担金	167
		日本臨床救急医学会負担金	20
		日本救急医学会中部地方会負担金	10
		尾三消防連絡協議会負担金	250
		愛知安全運転管理協議会負担金	90
		愛知県下高速道路消防連絡協議会負担金	6
		消防救助研修負担金	963
		全国消防長会会費	390
		全国消防長会研修負担金	1
		愛知県消防長会負担金	27
		全国消防協会会費	149
		愛知県消防協会会費	23
		西三河地域消防協議会負担金	9
26 公課費	2,258	車両重量税	2,258
7 報償費	134	防火作品表彰費	79
		講師等謝礼金	55
8 旅費	103	一般旅費	103
10 需用費	4,230	消耗品費	1,734
		印刷製本費	1,380
		防火啓発品費	1,116
11 役務費	774	携帯電話料	40
		保険料	15
		振込手数料	1

(款) 3 消防費 (項) 1 消防費

目	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(予防費)							
3 指令費	64, 264	559, 846	△495, 582				64, 264

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		通信運搬費	718
13 使用料及び賃借料	1,654	危険物関係法令検索システム使用料	297
		S N S 使用料	1,318
		消防フェスタ機材借上料	39
15 原材料費	20	訓練等材料費	20
17 備品購入費	475	予防業務用備品	341
		防火防災啓発備品	134
18 負担金、補助及び交付金	683	危険物安全協会補助金	462
		愛知県少年消防クラブ負担金	54
		予防技術検定負担金	57
		予防関係各種講習負担金	103
		尾三危険物安全協会会費	7
8 旅費	34	一般旅費	34
10 需用費	1,783	消耗品費	178
		修繕料	1,316
		デジタル無線基地局電気代	289
11 役務費	17,571	一般加入電話料	416
		携帯電話料	14
		署所間ネットワーク専用回線利用料	10,140
		N E T 1 1 9 利用料	2,640
		位置情報通知システム利用料	1,154
		発信地表示システム利用料	433
		消防専用線電話料	632
		指令系統電話料	269
		衛星携帯電話利用料	376
		高度情報通信ネットワーク利用料	90
		無線従事者養成講習会手数料	2
		外国語通訳業務利用料	130
		インターネット利用料	311
		AVM用回線利用料	445
		Live119映像通報システム利用料	352
		携帯電話直接受信転送用回線通信料	167
12 委託料	25,184	指令施設保守委託料	6,193

(款) 3 消防費 (項) 1 消防費

目	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(指令費)							
4 特別消防隊 費	6,286	6,505	△219				6,286
5 日進消防署 費	7,555	9,044	△1,489				7,555

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		デジタル無線保守委託料	11,845
		指令システム住所プログラム変更委託料	2,788
		無線機移設作業委託料	2,552
		電話交換機チャンネル増設委託料	156
		Live119映像通報システム構築委託料	1,650
13 使用料及び賃借料	9,495	複合機使用料	34
		デジタル無線基地局借上料	3,353
		電話交換機借上料	6,108
17 備品購入費	1,407	指令備品	1,407
18 負担金、補助及び交付金	8,790	愛知県防災行政無線運営協議会分担金	526
		研修講習負担金	4
		次世代高度情報ネットワーク市町村等設備整備事業負担金	8,260
8 旅費	16	一般旅費	16
10 需用費	4,599	消耗品費	1,617
		修繕料	100
		職員被服費	1,219
		救助技術訓練用資材費	1,663
11 役務費	623	携帯電話料	210
		ボンベ耐圧試験料	267
		ボンベ充填手数料	119
		廃油処理手数料	27
12 委託料	698	車両特殊装置点検委託料	235
		重機点検委託料	238
		タイヤ交換委託料	27
		化学検知器点検委託料	198
13 使用料及び賃借料	320	複合機使用料	110
		駐車場使用料	12
		潜水施設使用料	198
15 原材料費	30	訓練等材料費	30
10 需用費	6,527	消耗品費	488
		光熱水費	2,851

(款) 3 消防費 (項) 1 消防費

目	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(日進消防署費)							
6 西出張所費	3,420	3,884	△464				3,420
7 みよし消防署費	6,000	7,920	△1,920				6,000

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		燃料費 修繕料	2,988 200
11 役務費	616	一般加入電話料 携帯電話料 ボンベ耐圧試験料 ボンベ充填手数料	216 136 91 173
12 委託料	291	消防ポンプ機能点検委託料	291
13 使用料及び賃借料	91	複合機使用料 放送受信料	57 34
15 原材料費	30	訓練等材料費	30
10 需用費	3,138	消耗品費 光熱水費 燃料費 修繕料	188 1,943 907 100
11 役務費	218	一般加入電話料 携帯電話料 ボンベ耐圧試験料 ボンベ充填手数料	88 36 23 71
13 使用料及び賃借料	54	複合機使用料 放送受信料	20 34
15 原材料費	10	訓練等材料費	10
10 需用費	5,329	消耗品費 光熱水費 燃料費 修繕料	433 3,405 1,291 200
11 役務費	381	一般加入電話料 携帯電話料 ボンベ耐圧試験料 ボンベ充填手数料	167 100 43 71
12 委託料	184	消防ポンプ機能点検委託料	184

(款) 3 消防費 (項) 1 消防費

目	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(みよし消防署費)							
8 南出張所費	2,915	3,494	△579				2,915
9 東郷消防署費	6,022	6,984	△962				6,022
10 豊明消防署費	9,935	13,344	△3,409				9,935

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
13 使用料及び賃借料	76	複合機使用料	51
		放送受信料	25
15 原材料費	30	訓練等材料費	30
10 需用費	2,622	消耗品費	188
		光熱水費	1,444
		燃料費	890
		修繕料	100
11 役務費	238	一般加入電話料	88
		携帯電話料	36
		ボンベ耐圧試験料	48
		ボンベ充填手数料	66
13 使用料及び賃借料	45	複合機使用料	20
		放送受信料	25
15 原材料費	10	訓練等材料費	10
10 需用費	4,899	消耗品費	433
		光熱水費	2,381
		燃料費	1,885
		修繕料	200
11 役務費	544	一般加入電話料	160
		携帯電話料	100
		ボンベ耐圧試験料	159
		ボンベ充填手数料	125
12 委託料	477	消防ポンプ機能点検委託料	308
		車両特殊装置点検委託料	169
13 使用料及び賃借料	72	複合機使用料	38
		放送受信料	34
15 原材料費	30	訓練等材料費	30
10 需用費	8,935	消耗品費	622
		光熱水費	5,136

(款) 3 消防費 (項) 1 消防費

目	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(豊明消防署費)							
11 南部出張所 費	2,881	3,329	△448				2,881
12 長久手消防 署費	9,580	11,542	△1,962				9,580

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		燃料費	2,916
		印刷製本費	61
		修繕料	200
11 役務費	738	一般加入電話料	212
		携帯電話料	132
		ボンベ耐圧試験料	141
		ボンベ充填手数料	216
		保険料	37
12 委託料	73	車両特殊装置点検委託料	66
		タイヤ交換委託料	7
13 使用料及び賃借料	159	複合機使用料	119
		放送受信料	40
15 原材料費	30	訓練等材料費	30
10 需用費	2,532	消耗品費	188
		光熱水費	1,363
		燃料費	881
		修繕料	100
11 役務費	287	一般加入電話料	89
		携帯電話料	75
		ボンベ耐圧試験料	31
		ボンベ充填手数料	92
13 使用料及び賃借料	52	複合機使用料	20
		放送受信料	32
15 原材料費	10	訓練等材料費	10
10 需用費	8,301	消耗品費	622
		光熱水費	4,915
		燃料費	2,564
		修繕料	200
11 役務費	742	一般加入電話料	188
		携帯電話料	136
		ボンベ耐圧試験料	308

(款) 3 消防費 (項) 1 消防費

目	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(長久手消防署費)							
計	416,170	1,191,362	△775,192	18,362	87,400	2,720	307,688

(款) 4 公債費 (項) 1 公債費

1 元金	211,030	126,520	84,510				211,030
2 利子	3,086	2,268	818				3,086
計	214,116	128,788	85,328				214,116

(款) 5 予備費 (項) 1 予備費

1 予備費	5,000	5,000	0				5,000
計	5,000	5,000	0				5,000

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		ボンベ充填手数料	110
12 委託料	353	消防ポンプ機能点検委託料	308
		車両特殊装置点検委託料	45
13 使用料及び賃借料	91	複合機使用料	66
		放送受信料	25
15 原材料費	93	訓練等材料費	93

22 償還金、利子及び割引料	211,030	長期債元金	211,030
22 償還金、利子及び割引料	3,086	長期債利子	3,086

1 予備費	5,000	予備費	5,000

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区 分		職員数 (人)	給 与 費						共済費 (千円)	合計 (千円)	備 考
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域手当 (千円)	寒冷地 手 当 (千円)	その他 の手当 (千円)	計 (千円)		
本年度	長 等	5	315						315	315	
	議 員	15	675						675	675	
	その他の 特別職	7	284						284	284	
	計	27	1,274						1,274	1,274	
前年度	長 等	5	315						315	315	
	議 員	15	675						675	675	
	その他の 特別職	7	284						284	284	
	計	27	1,274						1,274	1,274	
比 較	長 等	0	0						0	0	
	議 員	0	0						0	0	
	その他の 特別職	0	0						0	0	
	計	0	0						0	0	

2 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
本 年 度	348 (10)	5,122	1,383,452	1,165,358	2,553,932	718,078	3,272,010	
前 年 度	342 (10)	4,525	1,318,958	1,102,649	2,426,132	675,409	3,101,541	
比 較	6 (0)	597	64,494	62,709	127,800	42,669	170,469	

備考 () 内は、暫定再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員について外書き

職員 手当の 内訳	区 分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	本 年 度	42,142	65,112	149,072	22,779	25,799	552	12,733
	前 年 度	40,982	64,743	142,469	22,571	24,786	552	11,349
	比 較	1,160	369	6,603	208	1,013	0	1,384
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	期末、勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)
	本 年 度	100,464	0	3,002	26,270	35,230	630,428	51,775
	前 年 度	100,614	22	3,015	27,763	33,333	591,410	39,040
	比 較	△ 150	△ 22	△ 13	△ 1,493	1,897	39,018	12,735

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	64,494	給与改定に伴う増加分	40,386	給料改定率 3.05%	
		昇給に伴う増加分	13,565	平均昇給率 1.01%	
		その他の増減分	10,543	職員の異動等に伴う増減	
職 員 手 当	62,709	制度改正に伴う増減分	29,636	給与改定に伴う期末勤勉手当の増 期末勤勉手当支給率の増	
		その他の増減分	33,073	職員の異動等に伴う増減	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		消 防 職 員	
		消 防 吏 員	事 務 吏 員
令和7年1月1日現在	平 均 給 料 月 額 (円)	316,799	0
	平 均 給 与 月 額 (円)	416,878	0
	平 均 年 齢 (歳)	40.0	0.0
令和6年1月1日現在	平 均 給 料 月 額 (円)	317,417	0
	平 均 給 与 月 額 (円)	421,190	0
	平 均 年 齢 (歳)	40.4	0.0

備考 暫定再任用短時間勤務職員は除く。

イ 初任給

区 分	一般行政職 (円)
高 校 卒	201,000
大 学 卒	225,600

ウ 級別職員数

区 分	一 般 行 政 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和7年1月1日現在	1 級	43	12.6
	2 級	31	9.1
	3 級	77	22.6
	4 級	74	21.7
	5 級	56	16.4
	6 級	48	14.1
	7 級	7	2.0
	8 級	5	1.5
	計	341	100.0
令和6年1月1日現在	1 級	39	11.6
	2 級	34	10.1
	3 級	76	22.6
	4 級	74	22.0
	5 級	53	15.8
	6 級	48	14.3
	7 級	7	2.1
	8 級	5	1.5
	計	336	100.0

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1 級～3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
一般行政職	主任	係長	課長補佐	専門監	事務局の 統括専門監	消防長
	係員	主査		室長 指揮監 副署長 主幹 消防署の課長	会計管理者 消防本部の 課長 特別消防隊長 消防署長	

エ 昇給

区 分			合 計	代 表 的 な 職 種	
				消 防 職	
本 年 度	職 員 数 (A) (人)		348	348	
	昇給に係る職員数 (B) (人)		299	299	
	号給数別内訳	2 号給(人)			
		3 号給(人)			
		4 号給(人)	299	299	
		6 号給(人)			
		8 号給(人)			
	比率(B)／(A) (%)		85.9	85.9	
前 年 度	職 員 数 (A) (人)		342	342	
	昇給に係る職員数 (B) (人)		305	305	
	号給数別内訳	2 号給(人)			
		3 号給(人)	39	39	
		4 号給(人)	266	266	
		6 号給(人)			
		8 号給(人)			
	比率(B)／(A) (%)		89.2	89.2	

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支 給 率 計 (月分)	職制上の段階、 職務の階級等による加算措置	備 考
	6 月 (月分)	1 2 月 (月分)			
本 年 度	2. 30 (1. 20)	2. 30 (1. 20)	4. 60 (2. 40)	有	
前 年 度	2. 25 (1. 175)	2. 25 (1. 175)	4. 50 (2. 35)	有	
国の制度	2. 30 (1. 20)	2. 30 (1. 20)	4. 60 (2. 40)	有	

備考 () 内は、暫定再任用短時間勤務職員の支給率

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	24. 586875	33. 270750	47. 709000	47. 709	定年前早期退職特例 措置(2～45%加算)	
国の制度 (支給率等)	24. 586875	33. 270750	47. 709000	47. 709	定年前早期退職特例 措置(2～45%加算)	

キ 地域手当

支 給 対 象 地 域	全地域
支 給 率 (%)	10
支 給 対 象 職 員 (人)	348 (7)
国の指定基準に 基づく支給率 (%)	

備考 () 内は、暫定再任用短時間勤務職員について外書き

ク 特殊勤務手当

区 分	全職員
給 料 総 額 に 対 す る 比 率 (%)	0. 83
支 給 対 象 職 員 の 比 率 (%) (令和6年1月1日現在)	74. 85
代 表 的 な 特 殊 勤 務 手 当 の 名 称	出勤手当

ケ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶養手当	同	
住居手当	同	
通勤手当	異	交通用具使用者の片道45km以上から金額が異なる

継続費についての前々年度末までの支出
の見込み及び当該年度以降の支出予定額

款	項	事業名	全 体 計 画					
			年度	年割額	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地方債	その他	
2 総務 費	1 総務 管理費	尾三消防組 合本部新庁 舎設計業務 委託	令和 7 年度	4, 191	0	0	0	4, 191
			令和 8 年度	41, 030	0	0	0	41, 030
			令和 9 年度	138, 050	0	0	0	138, 050
			計	183, 271	0	0	0	183, 271

額、前年度末までの支出額又は支出額
並びに事業の進行状況等に関する調書

(単位：千円・%)

前々年度末 までの支出額	前年度末までの 支出（見込）額	当該年度 支出予定額	当該年度末まで の支出予定額	翌年度以降 支出予定額	継続費の総額に 対する進捗率
0	0	4,191	4,191	0	2.3
0	0	0	0	41,030	22.4
0	0	0	0	138,050	75.3
0	0	4,191	4,191	179,080	100.0

地方債の令和５年度末における現在高並びに令和６年度末及び
令和７年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：円)

起債の目的		令和５年度末 現在高	令和６年度末 現在高見込額	令和７年度中増減見込額		令和７年度末 現在高見込額
				令和７年度中 起債見込額	令和７年度中 元金償還見込額	
令和２年度 借入金	車両整備事業 (災害対応特殊化学 消防ポンプ自動車)	10,400,000	5,200,000		5,200,000	0
令和３年度 借入金	車両整備事業 (水槽付消防 ポンプ自動車)	33,000,000	22,000,000		11,000,000	11,000,000
令和３年度 借入金	車両整備事業 (救助工作車)	27,750,000	18,500,000		9,250,000	9,250,000
令和４年度 借入金	車両整備事業 (水槽付消防 ポンプ自動車)	31,280,000	23,460,000		7,820,000	15,640,000
令和４年度 借入金	車両整備事業 (災害対応特殊はしご付 消防自動車)	100,000,000	75,000,000		25,000,000	50,000,000
令和５年度 借入金	車両整備事業 (災害対応特殊 消防ポンプ自動車)	29,000,000	23,200,000		5,800,000	17,400,000
令和５年度 借入金	車両整備事業 (はしご消防自動 車)	185,100,000	161,300,000		23,800,000	137,500,000
令和６年度 借入金	車両整備事業 (救助工作車)		99,800,000		14,560,000	85,240,000
令和６年度 借入金	車両整備事業 (大型水槽車２台)		85,900,000		11,000,000	74,900,000
令和６年度 借入金	車両整備事業 (水槽付消防ポンプ自 動車Ⅱ型)		42,200,000		5,600,000	36,600,000
令和６年度 借入金	車両整備事業 (水槽付消防ポンプ 自動車Ⅰ型２台)		87,500,000		12,600,000	74,900,000
令和６年度 借入金	指令システム 部分更新事業		327,000,000		79,400,000	247,600,000
令和６年度 借入金	車両整備事業 (救助工作車)		95,000,000			95,000,000
令和７年度 借入金	車両整備事業 (水槽付消防ポンプ 自動車Ⅰ型)			43,900,000		43,900,000
令和７年度 借入金	車両整備事業 (大型水槽車)			43,500,000		43,500,000
		416,530,000	1,066,060,000	87,400,000	211,030,000	942,430,000